



令和6年度版

会員のための ガイドブック



■鹿児島県医師会 ■鹿児島県医師国民健康保険組合
■鹿児島県医師信用組合 ■鹿児島県医師協同組合

鹿児島県医師会 医道倫理綱領

1. 医師は生命を尊重し、人の健康を守るために、自己の知識と良心を捧げるべきである。
2. 医師は医道を実践するために、自己研鑽にはげみ人格の陶冶につとめるべきである。
3. 医師は誠実と愛情をもって患者に接し、その信頼を得るようにつとめるべきである。
4. 医師は医学の研究、医術の修練につとめ、適正なる診療をおこなうべきである。
5. 医師は守るべき法を理解し、医療の公共性にもとづき社会に奉仕すべきである。

日本医師会 医の倫理綱領

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

日本医師会綱領

日本医師会は、医師としての高い倫理観と使命感を礎に、人間の尊厳が大切にされる社会の実現を目指します。

1. 日本医師会は、国民の生涯にわたる健康で文化的な明るい生活を支えます。
 2. 日本医師会は、国民とともに、安全・安心な医療提供体制を築きます。
 3. 日本医師会は、医学・医療の発展と質の向上に寄与します。
 4. 日本医師会は、国民の連帯と支え合いに基づく国民皆保険制度を守ります。
- 以上、誠実に実行することを約束します。

令和6年度ガイドブック改訂版に寄せて



鹿児島県医師会 会長
牧角 寛郎

このたび、鹿児島県医師会組織の現況や業務などをまとめた「会員のためのガイドブック 令和6年度版」を刊行いたしました。医師会本会を中心に、運営する事業についても分かりやすく説明してあります。座右の手引書として、役立てていただければ幸いです。

県医師会は、開業医・勤務医ら約4,000名で構成される公益社団法人です。「県民の命と健康を守る」ことを理念に掲げ、郡市医師会、鹿児島県行政、鹿児島大学、関係機関と連携して、医療の充実、保健・福祉の向上に取り組んでいます。また、会員の相互扶助や生涯教育など、会員を側面からサポートする様々な事業を行っております。

私たち医師は、不測の医療事故への対応にも備えておく必要があります。そのため、本会では最高1事故1億円を補償する日医の医賠償保険をはじめ、県医団体医賠償保険による100万円以下の補償など、きめ細かな制度も作っていますが相互扶助体制は、会員各位の支え合いによって、成り立っています。

また、関連事業団体として医師国民健康保険組合、医師信用組合、医師協同組合があります。医師国民健康保険組合は、組合員の健康増進に努めるとともに、各種の助成や給付など、組合員の相互扶助事業を行っております。

医師信用組合は、組合員のための金融機関として、各種預金及び融資(法人・個人向け)の金融事業を、また医師協同組合は、医療機器・医療材料などの共同購買事業やリース・生命保険・損害保険などの事業により、組合員の福利厚生の実現に努めております。医師はもろんのこと、家族、従業員も利用できる生活福祉分野の恩典などにも力を入れているところです。

少子高齢化と人口減少に拍車がかかるなか、地域医療は今、重要な転換期を迎えています。特に生産年齢人口の減少により、医療・介護従事者の人材確保は喫緊の課題となっています。高齢者人口がピークを迎える「2040年問題」への対応をはじめ、地域包括ケアシステム構築、医師の偏在対策、働き方改革等の取り組みを加速させなければなりません。

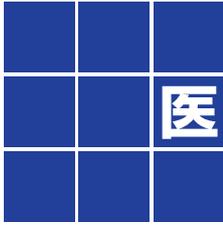
災害医療体制の強化も急務です。令和6年1月には最大震度7の能登半島地震が発生しました。県医師会は「JMAT鹿児島」を現地に派遣し、被災した方々の支援に従事しました。8月には宮崎・日向灘を震源とする地震発生を機に、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。改めて大規模災害に備え、関係機関と連携して「災害医療」に万全を期す必要があります。

地域医療を取り巻く状況は、年々厳しさを増していますが、安心・安全で最良な医療を提供することは、私たちの使命であり、責務です。鹿児島県医師会はこれからも地域に根差し、鹿児島の医療の充実に向けて努力を重ねてまいります。

令和6年12月

contents

医師会とは	1	医師国民健康保険組合とは	33
1. 医師会の組織	1	1. 医師国民健康保険組合とは	33
2. 医師会の構成	1	2. 医師国民健康保険組合の組織	33
3. 鹿児島県医師会役員名簿	2	3. 医師国民健康保険組合への加入	34
4. 郡市医師会長及び事務所所在地	4	医師国民健康保険組合の事業のご案内	35
5. 鹿児島県医師会の構成	6	1. 保険料(月額)	35
6. 会員の構成	7	2. 保険の給付	35
7. 鹿児島県医師会活動内容	8	3. 保健事業	37
主な制度のご案内	9	4. その他	37
1. 医師賠償責任保険制度	9	医師信用組合とは	38
2. 医療事故調査制度(支援団体)	11	1. 医師信用組合の事業のご案内	38
3. 日本医師会 医師年金制度	12	医師信用組合の事業のご案内	39
4. 全国国民年金基金 日本医師・ 従業員支部 制度	13	医師協同組合とは	44
5. 日本医師会 生涯教育制度	14	1. 鹿児島県医師協同組合の運営	44
6. 日医かかりつけ医機能研修制度	14	2. 鹿児島県医師協同組合の組織	44
7. 日本医師会 認定産業医制度	16	3. 鹿児島県医師協同組合への加入	44
8. 日本医師会 認定健康 スポーツ医制度	16	医師協同組合の事業のご案内	45
9. オンライン診療を行う医師に 義務付けられている研修	17	1. 共同購買事業	45
10. 鹿児島県医療勤務環境改善 支援センター	17	2. 賃貸事業	45
医師資格証のご利用について	18	3. 共同利用施設事業	45
1. 医師資格証とは	18	4. 生命損害保険共済事業	46
2. 利用用途	18	5. 受託集金代行業業	46
3. 発行費用、年間利用料について	19	6. 無料職業紹介事業	47
4. 有効期間について	19	7. 教育情報提供事業	47
5. 申し込みから受け取りまでの スケジュールについて	19	8. 福利厚生事業	47
日本医師会会員情報システム (MAMIS)について	20	医師協同組合 Q&A	47
参考資料	22	勤務医師生活協同組合とは	48
保険医療機関に関する手続き	22	1. 鹿児島県勤務医師生活協同組合の運営	48
保険医に関する登録手続き	23	2. 鹿児島県勤務医師生活協同組合の組織	48
主な指定医・指定医療機関の手続き	24	3. 鹿児島県勤務医師生活協同組合への加入	48
医療法人関係手続表	25	勤務医師生活協同組合の事業のご案内	49
医師法関係手続表	25	1. 生活改善・文化事業	49
向精神薬の取扱い	26	2. 教育情報事業	49
覚醒剤原料の取扱い	27	鹿児島県医師会館のご案内	50
麻薬の取扱い	28		
感染症法における感染症の分類	30		



医師会とは

鹿児島県医師会は昭和22年11月1日新制医師会として発足以来、医道の高揚、医学及び医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的としてさまざまな活動を行っております。

また、会員である医師の相互扶助や生涯教育など会員を側面からサポートする様々な事業を行っております。

鹿児島県医師会 定款(抜粋)

第3条 本会は、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という）、郡市医師会及び鹿児島大学医学部医師会（郡市医師会及び鹿児島大学医学部医師会を、以下「郡市等医師会」と総称する）との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- ① 医道の高揚に関する事項
- ② 医学の振興に関する事項
- ③ 医学教育の向上に関する事項
- ④ 医師の生涯教育に関する事項
- ⑤ 医療の充実向上に関する事項
- ⑥ 地域医療の推進発展に関する事項
- ⑦ 保険医療の充実に関する事項
- ⑧ 医業経営の安定、会員の福祉向上による県民の健康及び福祉の増進に関する事項
- ⑨ 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- ⑩ 地域保健の向上に関する事項
- ⑪ 地域福祉の向上に関する事項
- ⑫ 医師会相互の連絡調整に関する事項
- ⑬ 母体保護法指定医師の指定に関する事項
- ⑭ その他本会の目的を達成するために必要な事項

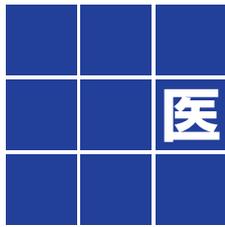
1 医師会の組織

医師会には全国組織として「日本医師会」があり、都道府県レベルとして「都道府県医師会」、郡市レベルで「郡市等医師会」があります。

各医師会は法人格をもち、それぞれが独立しておりますが、相互には緊密な連携を保ち、日本医師会は都道府県医師会会員をもって、都道府県医師会は各郡市等医師会会員をもってそれぞれ組織されております。

2 医師会の構成





医師会とは

3

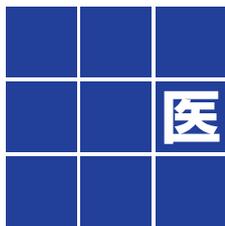
鹿児島県医師会役員名簿

任期：令和6年6月15日の定時代議員会終結の時から令和8年6月の定時代議員会終結の時まで

役職	氏名	住所・電話
会長	牧角寛郎	〒898-0011 枕崎市緑町220 (サザン・リージョン病院) TEL(0993)72-1351
副会長	大西浩之	〒895-0072 薩摩川内市中郷三丁目65 (大海クリニック) TEL(0996)27-6700
〃	桶谷薫	〒890-8511 鹿児島市下伊敷三丁目1-7 (鹿児島県民総合保健センター) TEL(099)220-2332
常任理事	黒木康文	〒899-1131 阿久根市脇本7403-1 (黒木医院) TEL(0996)75-0200
〃	中島均	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町11-23 (今村総合病院) TEL(099)251-2221
〃	上塘正人	〒890-8760 鹿児島市上荒田町37-1 (鹿児島市立病院) TEL(099)230-7000
〃	立元千帆	〒890-0014 鹿児島市草牟田二丁目13-21 (あおぞら小児科) TEL(099)295-3838
〃	黒田篤	〒895-1203 薩摩川内市樋脇町市比野3709 (市比野記念クリニック) TEL(0996)38-1200
〃	木之下藤郎	〒891-0405 指宿市湊一丁目12-63 (木之下クリニック) TEL(0993)23-3940
〃	佐藤昭人	〒899-6401 霧島市溝辺町有川327-2 (佐藤医院) TEL(0995)59-2607
理事	本庄茂	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1942 (本庄病院) TEL(099)273-2135
〃	松下兼裕	〒899-7104 志布志市志布志町安楽52-3 (松下医院) TEL(099)472-1124
〃	石塚賢治	〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1 (鹿児島大学病院 血液・膠原病内科) TEL(099)275-5934
〃	松本滋	〒895-2504 伊佐市大口青木3022-34 (大口温泉リハビリテーション病院) TEL(0995)22-8888
〃	吉原秀明	〒890-8760 鹿児島市上荒田町37-1 (鹿児島市立病院) TEL(099)230-7000
〃	前田稔廣	〒893-0002 鹿屋市本町4-2 (前田内科) TEL(0994)42-2175
〃	山畑良蔵	〒899-5652 始良市平松6067 (鹿児島県立始良病院) TEL(0995)65-3138
〃	丸山有子	〒890-0051 鹿児島市高麗町43-25 (いまきいれ総合病院) TEL(099)252-1090
〃	井尻幸成	〒899-4341 霧島市国分野口東8-31 (霧島整形外科病院) TEL(0995)73-8840
〃	蘭田正浩	〒892-0853 鹿児島市城山町8-1 (鹿児島医療センター) TEL(099)223-1151
監事	福本伸久	〒891-2124 垂水市錦江町1-140 (垂水市立介護老人保健施設 コスモス苑) TEL(0994)32-5200
〃	菊野竜一郎	〒897-0215 南九州市川辺町平山3815 (菊野病院) TEL(0993)56-1135
〃	田上寛容	〒891-3198 西之表市西之表7463 (種子島医療センター) TEL(0997)22-0960

業務分担とその業務について

区分	業 務	総括	統括副会長(正/副)	主担当役員	副 担 当 役 員
総務部門	庶 務	牧 角 寛 郎	大西浩之 / 桶谷 薫	黒木康文	立元千帆
	会 計		大西浩之 / 桶谷 薫	黒田 篤	松下兼裕
	広 報		大西浩之 / 桶谷 薫	中島 均	立元千帆・山畑良蔵
	生涯教育		大西浩之 / 桶谷 薫	石塚賢治	中島 均・本庄 茂
	医療安全		桶谷 薫 / 大西浩之	中島 均	上塘正人・前田稔廣
	勤務医		桶谷 薫 / 大西浩之	中島 均	上塘正人・石塚賢治・藺田正浩
	女性医師		桶谷 薫 / 大西浩之	立元千帆	丸山有子
	医事法 医道・倫理・自浄		桶谷 薫 / 大西浩之	黒木康文	中島 均・石塚賢治
	医事紛争		大西浩之 / 桶谷 薫	中島 均	上塘正人 吉原秀明・井尻幸成
	医療政経		大西浩之 / 桶谷 薫	木之下藤郎	佐藤昭人・井尻幸成
地域保健・医療部門	学校保健	桶谷 薫 / 大西浩之	立元千帆	上塘正人・佐藤昭人・丸山有子・井尻幸成	
	母子保健	桶谷 薫 / 大西浩之	上塘正人	立元千帆・丸山有子	
	精神保健	桶谷 薫 / 大西浩之	山畑良蔵	上塘正人・黒田 篤	
	介護保険	大西浩之 / 桶谷 薫	黒田 篤	佐藤昭人・本庄 茂	
	医療保険	大西浩之 / 桶谷 薫	中島 均	上塘正人・山畑良蔵	
	労災・自賠	大西浩之 / 桶谷 薫	木之下藤郎	松下兼裕・井尻幸成	
	産業保健	大西浩之 / 桶谷 薫	黒田 篤	本庄 茂・前田稔廣	
	救急災害医療	大西浩之 / 桶谷 薫	吉原秀明	上塘正人・木之下藤郎・松下兼裕・前田稔廣	
	公衆衛生 (成人保健・環境保健・健康教育)	桶谷 薫 / 大西浩之	立元千帆	石塚賢治・吉原秀明	
	スポーツ医学	桶谷 薫 / 大西浩之	井尻幸成	中島 均・木之下藤郎	
	医療従事者	大西浩之 / 桶谷 薫	黒木康文	中島 均・黒田 篤	
	共同利用施設	大西浩之 / 桶谷 薫	黒木康文	黒田 篤・松下兼裕	
	精度管理	桶谷 薫 / 大西浩之	本庄 茂	佐藤昭人・石塚賢治	
	医療情報システム	大西浩之 / 桶谷 薫	松本 滋	立元千帆・松下兼裕	
	警察協力医会等	大西浩之 / 桶谷 薫	松下兼裕	木之下藤郎・佐藤昭人	
会員福祉部門	医師国保		木之下藤郎	黒木康文・桶谷 薫・福本伸久	
	医師信用		黒木康文	大西浩之・桶谷 薫・中島 均・黒田 篤	
	医師協同		大西浩之	桶谷 薫・立元千帆・黒田 篤・佐藤昭人	
	勤務医協		石塚賢治	中島 均・上塘正人・桶谷 薫・吉原秀明	
はやぶさプランⅡ対策委員会		大西浩之 / 桶谷 薫	中島 均	上塘正人・佐藤昭人	
地域医療構想対策委員会		大西浩之 / 桶谷 薫	佐藤昭人	黒木康文・木之下藤郎・石塚賢治	
医師の働き方改革検討委員会		大西浩之 / 桶谷 薫	中島 均	上塘正人・石塚賢治・藺田正浩	



医師会とは

4

郡市医師会長及び事務所所在地

郡市名	会長名	住所・電話・FAX
鹿児島市	上ノ町 仁	〒892-0846 鹿児島市加治屋町3-10 TEL(099)226-3737 FAX(099)225-6099
川内市	岩川 俊二	〒895-0076 薩摩川内市大小路町70-26 TEL(0996)23-4612 FAX(0996)20-2647
鹿屋市	池田 大輔	〒893-0064 鹿屋市西原三丁目7-39 TEL(0994)43-4757 FAX(0994)44-3542
枕崎市	尾辻 和彦	〒898-0062 枕崎市寿町102-1 TEL(0993)72-5059 FAX(0993)72-9223
いちき串木野市	新山 豪一	〒896-0016 いちき串木野市桜町38 TEL(0996)32-7955 FAX(0996)32-9334
伊佐市	寺田 歩	〒895-2521 伊佐市大口鳥巢450 TEL(0995)22-0589 FAX(0995)22-6659
指宿	今林 正典	〒891-0504 指宿市新生町35山川文化ホール3階 TEL(0993)34-2820 FAX(0993)34-2822
南薩	菊野 竜一郎	〒897-0001 南さつま市加世田村原一丁目3-13 TEL(0993)53-6062 FAX(0993)53-6060
日置市	柳田 敏孝	〒899-2503 日置市伊集院町妙円寺一丁目72-10 TEL(099)273-6669 FAX(099)273-4140
薩摩郡	堀之内 都基	〒895-1813 薩摩郡さつま町轟町510 (薩摩郡医師会院内) TEL(0996)53-0326 FAX(0996)52-1609
出水郡	來仙 隆洋	〒899-0202 出水市昭和町18-18(鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎2階) TEL(0996)63-0646 FAX(0996)62-6336
始良地区	佐藤 昭人	〒899-5106 霧島市隼人町内山田一丁目6-62 TEL(0995)42-1205 FAX(0995)43-2044
曾於	手塚 善久	〒899-8212 曾於市大隅町月野894 (曾於医師会立病院内) TEL(099)482-4893 FAX(099)482-1045
肝属郡	福本 伸久	〒893-2301 肝属郡錦江町神川135-3 (肝属郡医師会立病院内) TEL(0994)22-3111 FAX(0994)22-3110
肝属東部	山内 慎介	〒893-1207 肝属郡肝付町新富470-1 TEL(0994)65-0099 FAX(0994)65-0428
熊毛地区	田上 寛容	〒891-3112 西之表市栄町2 (産業会館内) TEL(0997)23-2548 FAX(0997)23-1031
大島郡	稲 源一郎	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-10 TEL(0997)52-0598 FAX(0997)54-0597
鹿児島大学医学部	坂本 泰二	〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35-1 (鹿児島大学病院内) TEL(099)275-6902 FAX(099)275-0039



医師会とは

5 鹿児島県医師会の構成

●鹿児島県医師会会員 (4,047名)



●日本医師会会員 (175,933名)



[日医A②会員(C)、C会員]
8,166名(4.6%)

6 会員の構成

鹿児島県医師会会員区分

【A会員】

個人開業している会員、法人医療機関（ただし、公的医療機関又はそれに準ずる医療機関は除く）の代表者である会員、又は管理者である会員

【B会員】

A会員及びC会員以外の会員

【C会員】

医師法に基づく研修医

日本医師会会員区分

【A①会員】

病院・診療所の開設者、管理者及びそれに準ずる会員

【A②(B)会員】

上記A①会員及びA②(C)会員以外の会員

【A②(C)会員】

医師法に基づく研修医

【B会員】

上記A②(B)会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

【C会員】

上記A②(C)会員のうち日本医師会医師賠償責任保険加入の除外を申請した会員

入会手続き

日本医師会会員情報管理システム（MAMIS）で、Web上で手続きしてください。郡市等医師会に入会されますと、自動的に鹿児島県医師会、日本医師会への入会となります。

※ MAMISは、日本の医師免許をお持ちの医師であればどなたでも無料で利用できます。



会費（令和6年度現在）

・鹿児島県医師会会費（年額）

均等割会費

A会員	B会員	C会員
50,000円 + 所得割会費	30,000円	12,000円

所得割会費 [県医A会員のみ]

会員の前年診療報酬（社保・国保）総額の5/10,000に相当する額。ただし、賦課徴収の基礎となる診療報酬の限度額は3.5億円とする。

・日本医師会会費（年額）

A①会員	A②(B)会員	
	(4月1日現在) 31歳以上	(4月1日現在) 30歳以下
126,000円	64,000円	39,000円
医師賠償責任保険料等 66,000円を含む	医師賠償責任保険料 36,000円を含む	医師賠償責任保険料 11,000円を含む

A②C会員	B会員	C会員
21,000円	28,000円	6,000円
医師賠償責任保険料 15,000円を含む		

・郡市医師会会費

それぞれの郡市医師会によって異なります。

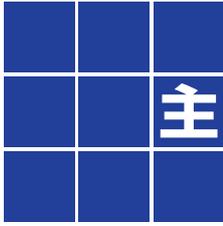
会費減免制度について

- 一般減免
疾病等で休業中の会員は、日医・県医会費の減免をする制度があります。また、日医のみ出産育児に対する減免制度があります。
- 老齢減免
80歳以上の会員は県医師会会費が減免となります（日医は会員歴20年以上で満83歳に達した方が対象となります）。
- 医学部卒後5年減免（日医・九医のみ）
医学部卒業(3月)年度の翌年度から5年間が減免となります。（初期臨床研修期間を含む5年間）
※上記の減免の手続きは各所属郡市等医師会を通じて申請してください。

運営負担金（入会金）について

新たにA会員（継承を含む）になられた先生に、30万円のご負担をお願いしております。

A会員になられた翌年度から毎月1万円ずつ30ヶ月、2年半に亘り徴収。振込み等による一括納入も可。



主な制度のご案内

1 医師賠償責任保険制度

日医医師賠償責任保険

会員に、万一、医療事故が発生したときの保険として昭和48年（1973年）にこの制度が発足しました。この制度は、日医A会員全員（会費減免会員を除く）を被保険者とする医師賠償責任保険で、日医A会員（A2会員を含む）は自動的にこの保険が適用されます。日医B会員には適用されません。

日医B会員は、通常の会費のほかに保険料相当額会費をご負担いただきますと、A2会員の資格を取得されて本制度の被保険者となることができます。

また、日医会費の減額ないし免除を受けている会員は、所定の会費をご負担いただくことで被保険者となることができます。

補償金額

最高1事故1億円まで補償されますが、100万円以下は自己負担です（詳細は下記参照）。

対象となる医療事故

国内で行った医療行為における事故が対象となります。ただし、美容目的の手術や医療施設管理上のミスによる事故等は対象外となります。

産業医・学校医等活動もカバー

医師活動賠償責任保険が付帯されており、産業医・学校医等活動中の不測の事故についても補償します。

自己負担分（100万円以下）を補う鹿児島県医師会団体医師賠償責任保険制度

日医の医師賠償責任保険制度（支払限度1億円）で補償されない100万円以下の自己負担部分を鹿児島県医師会団体医師賠償責任保険（年間保険料4,010円）で補完します。

契約等の取扱いは、鹿児島県医師協同組合へ事務委託しております。

日医医賠償特約保険

平成13年、日医医賠償保険を基本として、日医A会員の開設者責任、管理者責任、高額賠償事例にも対応できる「日医医賠償特約保険」が、創設されました。

被保険者 A会員（A2会員を含む）のうち特約保険への加入を希望する者、および当該会員を理事とする法人若しくは当該会員が管理者である病院（99床以下）・診療所を開設する法人

保険金と支払限度額 保険金は損害賠償金と争訟費用、損害賠償金の年間総支払限度額（最高限度額）は、日医医賠償保険と合算して1事故3億円、保険期間中9億円まで（なお、損害賠償請求日が令和2年6月以前の事故については、1事故2億円、保険期間中6億円まで）。

免責金額 1事故100万円（同一医療行為につき）。但し、日医医賠償保険から支払われるべき保険金がある場合には適用しない。

特約保険年間掛金
（中途加入の場合には、下記の金額を月割で徴収します。）

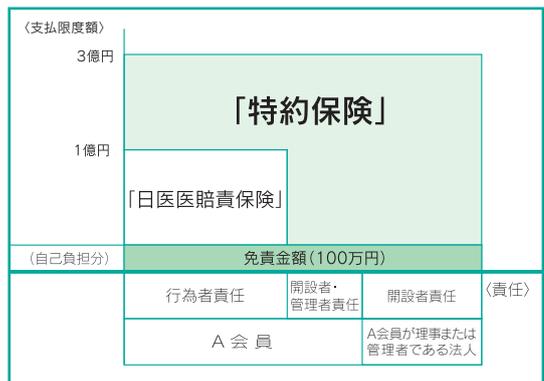
①診療所 介護医療院 (19名以下)	20,000円												
②A2会員	20,000円												
③病院 介護医療院 (20名以上)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">掛金 =</td> <td rowspan="3">補償対象の 病院等に 常勤する A2会員数</td> <td>1病床または 定員1名 あたり掛金</td> <td rowspan="3">×</td> <td rowspan="3">一般・療養 病床の許可 病床数または 定員数</td> <td rowspan="3">- 40,000円</td> </tr> <tr> <td>在籍なし</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>1~2名</td> <td>13,100円</td> </tr> <tr> <td>3名以上</td> <td>12,400円</td> </tr> </table>	掛金 =	補償対象の 病院等に 常勤する A2会員数	1病床または 定員1名 あたり掛金	×	一般・療養 病床の許可 病床数または 定員数	- 40,000円	在籍なし	13,800円	1~2名	13,100円	3名以上	12,400円
掛金 =	補償対象の 病院等に 常勤する A2会員数			1病床または 定員1名 あたり掛金				×	一般・療養 病床の許可 病床数または 定員数	- 40,000円			
				在籍なし							13,800円		
		1~2名	13,100円										
3名以上	12,400円												

特約保険の支払限度額と日医医賠償保険との関係

「日医医賠償保険」と合算して、

1事故（同一医療行為につき） 3億円

保険期間中（年間） 9億円





主な制度のご案内

医事紛争処理委員会

県医師会では、医療事故及び医事紛争の防止対策に努めるとともに、医事紛争の解決のため医事紛争処理委員会を設置しています。

この委員会は、会員並びに会員が開設あるいは管理する病院・診療所で医事紛争が発生した場合、会員の委任を受けてその処理にあたる機関です。会員の経済的・精神的負担を軽減し、医学・医術の尊厳を守り、さらには医道の昂揚に貢献すべく努力しております。

不測の医療事故に備え、日医医賠償保険並びに特約保険及び県医団体医賠償保険の加入をお勧め致します。

勤務医会員も是非ご加入いただき万一の医療事故に備えて下さい。

〈医師賠償責任保険制度の概要〉

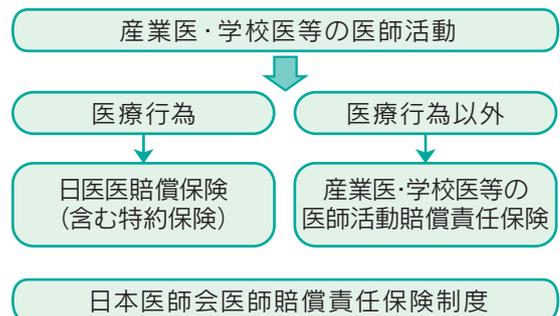
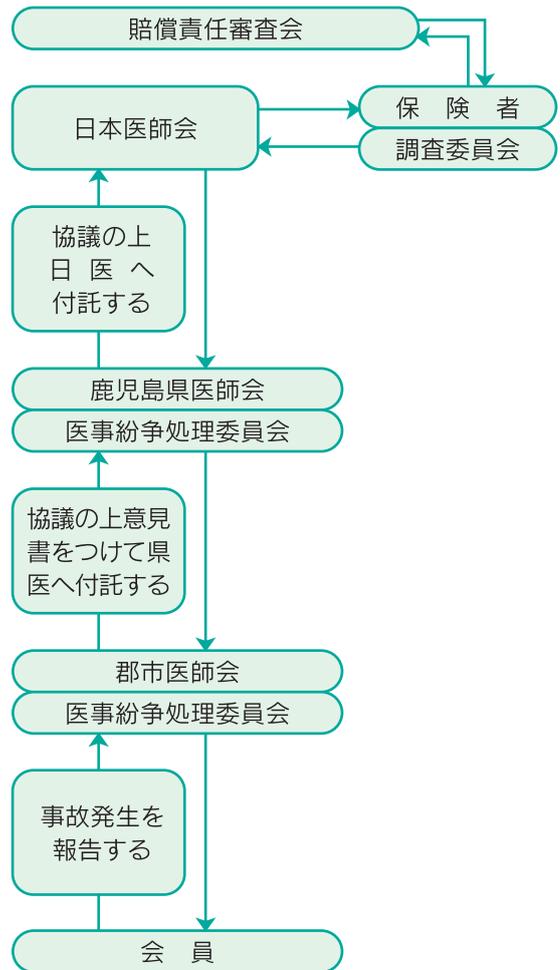
日本医師会	県医師会
①対象となる事故 医療行為によって生じた身体の障害につき賠償を請求され、その請求額が100万円を超えるもの。	請求額が100万円以下のもの
②保険金と支払限度額 保険金は損害賠償金と争訟費用。損害賠償金の年間総支払限度額(最高限度額)は1被保険者につき1事故1億円、保険期間中3億円となっています。 ※さらに特約保険に加入すると日医医賠償保険と合算して1事故3億円となります。	日医医賠償保険を填補
③免責金額 免責金額(自己負担額)は、同一の医療行為につき1事故100万円。	日医医賠償保険を填補
④保険契約期間 毎年7月1日から1年間(いつでも加入可能)以後脱退届の提出等がないかぎり1年毎に更新します。	毎年2月1日から1年間
⑤医師活動賠償責任保険 付帯 ・産業医・学校医等の職務上、身体障害だけでなく、財物損壊、経済的損失等を含めた不測の事故について損害賠償を請求された場合に補償します。 ・免責金額(自己負担額)は0円です。	—

⑥紛争処理

医事紛争処理委員会の協議を軸とし、日本医師会と鹿児島県医師会が連携を取りながら紛争処理にあたります。

※詳細につきましては、県医師会地域医療課までお問い合わせ下さい。

〈医事紛争処理の流れ〉



2 医療事故調査制度（支援団体）

平成27年10月から施行された医療事故調査制度において、鹿児島県医師会は、制度の対象となる医療事故の判断を含め、院内調査の実施に関して医療機関を支援する「医療事故調査等支援団体」となっております。

相談窓口

医療事故調査制度について不明な点、医療事故の判断に迷った時、**鹿児島県医師会**
医療事故と判断し調査を行う時などご相談ください。 **代表電話 099-254-8121**

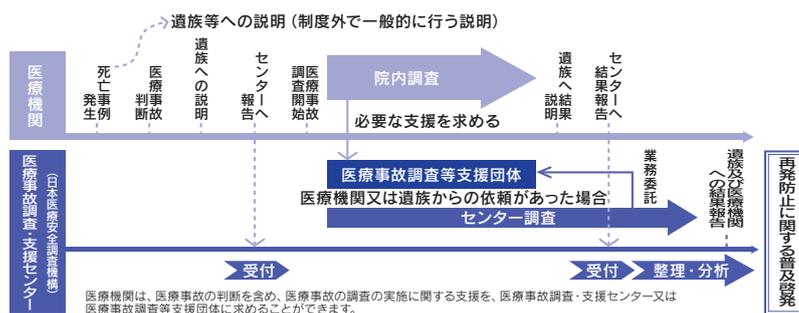
【受付時間】

平日の9時から18時は、県医師会事務局の代表電話（099-254-8121）で対応します。
土曜日の9時から12時30分の時間帯は、携帯電話（080-2706-4216）で対応します。
国が指定した「医療事故調査・支援センター（一般社団法人日本医療安全調査機構）」でも相談を受け付けています。（電話 03-3434-1110）

【相談連絡書】

可能な限り、県医師会ホームページに掲載している「医療事故調査制度支援要請申請書」に必要事項を記載の上、FAX（099-254-8129）またはメール（isiiryo@kagoshima.med.or.jp）にてお知らせください。

医療事故調査制度のフローチャート



日本医師会医療事故調査費用保険

「日本医師会医療事故調査費用保険」は、医療事故調査制度において、各医療機関が支出した調査費用を担保できるように、日本医師会が創設した保険です。この保険は、日本医師会が契約者となり、対象に該当する日医A1会員を被保険者とする保険契約を保険会社と締結する仕組みとしており、対象となる会員には、保険料の支払いや保険加入手続きなどの負担は発生しません。

【概要】

商品名	日本医師会医療事故調査費用保険
被保険者	日本医師会A1会員のうち診療所及び病院（199床以下）の開設者及び管理者（法人の場合は管理者に限る）
保険金を支払う場合	被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
対象となる調査費用	次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。 ① 死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用 ② 被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用 ③ 院内事故調査委員会の立ち上げ等に要する費用（15万円を定額払） ④ その他①または②に準ずる費用（但し、支援団体への委託費用については20万円を限度とする）
支払限度額	1事故／保険期間中500万円

【保険適用対象】

保険適用対象は、医療機関が法人立か個人立かで異なります。

〈法人立の場合〉

日医A1会員が「管理者」である199床以下の病院又は診療所における医療事故調査費用が対象となります。

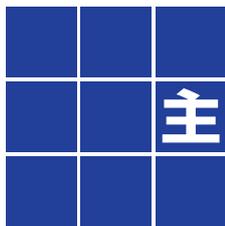
※一人医師医療法人の取扱い：日医会員情報の開設主体が「一人医師医療法人」となっている場合は、個人立として扱い、保険が適用されます（開設者＝理事長であるA1会員個人とみなして保険の対象とする）。

〈個人立の場合〉

日医A1会員が「開設者」もしくは「管理者」である199床以下の病院又は診療所における医療事故調査費用が対象となります。

【200床以上の病院の場合】

日本医師会医療事故調査費用保険の対象とならない200床以上の病院については、各団体において保険を取り扱っておりますので、保険会社にお問合せください。



主な制度のご案内

3 日本医師会 医師年金制度

日本医師会が会員福祉の一環として、昭和43年10月に発足させた積立型の私的年金制度です。「医師のための医師による制度」として、医師年金ならではの利便性を備えています。

特 色

1. 医師年金は積立型の私的年金です。
現役世代が高齢者を支える公的年金とは異なります。
2. ご希望の年金額を受けるため保険料を自由に設定・変更できます。
3. 原則満65歳からの年金の受取開始を満75歳まで延長できます。
4. 年金受取は、終身年金、確定年金など4コースのなかから、受取開始時に選択できます。
5. 医療機関を法人化した場合でも加入を継続することができます。

加入資格

1. 日本医師会会員で、64歳6ヶ月未満の先生方（申込時点で64歳3ヶ月まで）
※年金の受給権が発生する満65歳までは日医会員であることが条件となります。
※所属医師会・会員種別が変わっても継続可能です。

保 険 料

「基本年金保険料」と「加算年金保険料」があります。

基本年金保険料 (満65歳まで加入者全員払込み)	月 払 : 月額 12,000円 年 払 : 年額 138,000円 ※一括払: 払込時年齢に応じた金額
+	
加算年金保険料 (任意の払込み)	月 払 : 月額 6,000円単位で上限なし 随 時 払 : 10万円単位で上限なし ※月払保険料の増減可能

年金給付

1. 一生涯受け取れる終身年金
受取コースを加入時ではなく、受給時に選択。
満65歳から受給が始まりますが、最長10年間（満75歳まで）延長することもできます。

基本年金

15年保証期間付
終身年金

※様々な状況に対応した給付方法もあります。
・遺族年金 ・減額年金 ・育英年金 ・傷病年金

個別プランの設計や詳しい資料の請求は、

日本医師会 年金福祉課
TEL 03-3942-6487 (直通)
FAX 03-3942-6503

加算年金

- ・ 15年保証期間付の終身年金コース
 - ・ 5年間の確定年金コース
 - ・ 10年間の確定年金コース
 - ・ 15年間の確定年金コース
- (上記のいずれかを選択)

医師年金ホームページにてシミュレーション出来ます!
<https://nenkin.med.or.jp/>
または“医師年金”で検索

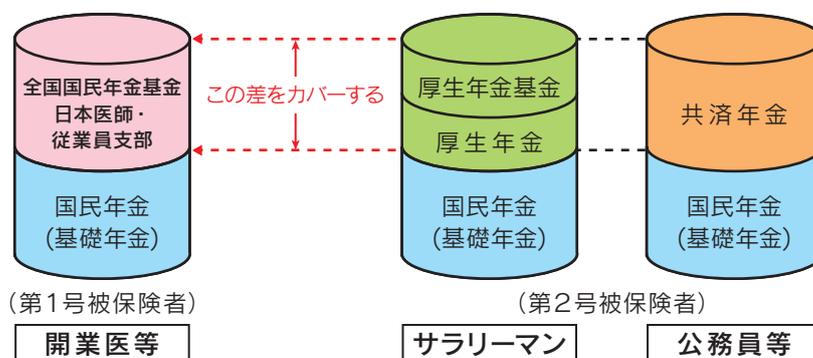


4 全国国民年金基金 日本医師・従業員支部 制度 (旧 日本医師・従業員国民年金基金)

全国国民年金基金 日本医師・従業員支部は、「日本医師会」を設立母体とする日本医師・従業員国民年金基金が全国国民年金基金の設立に伴い、これまでの事務所所在地などはそのままに移行して設けられた職能型の支部組織で、今回の全国基金への統合において職能型基金として唯一、独立した事務所を構える医師並びに従業員のみなさまのための支部となっております。

本制度は、厚生年金や共済年金に加入しておらず、国民年金(基礎年金)にのみ加入している方のために設けられた公的な「上乗せ年金」制度です。

人生100年時代に向けた「終身年金」が基本となっており、① 掛け金全額が社会保険料控除の対象、② 年金給付は公的年金等控除の対象、③ 死亡時の一時金は全額非課税といった優れた税制上の優遇措置が設けられています。



加入資格

- 年齢が満20歳以上60歳未満の方
 [なお、国民年金に「任意加入」されている60歳以上65歳未満の方も加入できますが、60歳までの制度にご加入されている場合も、新たに手続きが必要となります。]
- 国民年金の第1号被保険者の方
 [厚生年金の被保険者や、共済組合の組合員は加入できません。また、国民年金保険料を免除されている方、滞納されている方も加入できません。]
- 診療所・病院・老人保健施設等、医業に従事している医師・従業員
 [日本医師会の会員でなくても加入できます。
 配偶者・子女等の家族従業員も加入できます。]
- 海外に居住されている国民年金任意加入の方
- 日本医師会年金(医師年金)とは別の年金ですので、加入条件を満たせば両年金制度に加入することが出来ます。

お問い合わせ・資料のご請求は、

全国国民年金基金 日本医師・従業員支部
 東京都豊島区巢鴨1-6-12 マグノリアビル2F
 TEL 0120-700650 FAX 03-5976-2210
 ホームページ <https://www.jmpnfpf.or.jp>





主な制度のご案内

5 日本医師会 生涯教育制度

日進月歩の医学、医療の実践のため、医師は生涯にわたって自己学習・自己研鑽を行う責務を負っています。本制度は医師の自己学習・研修を効果的に行うための制度です。また、国民に対し不断に学習する姿を広く見ていただき、もって、質の高い医療を提供し国民の健康に貢献することを目指しています。

日医生涯教育認定証

連続した3年間（年度ごと）の単位数とカリキュラムコード（以下CC）数の取得合計数が60以上（CCは同一コードの加算不可）の方に、日本医師会より「日医生涯教育認定証」が発行されます。

※単位数は、学習した時間によって付与されます（最小単位数は30分で0.5単位数）。CCは1講演（30分以上）につき1つ付与されます。

＜単位数・CCの取得方法＞

- 1) 日本医師会雑誌を利用した解答
- 2) 日本医師会e-ラーニングによる解答
- 3) 講習会・講演会・ワークショップ・学会等
- 4) 医師国家試験問題作成
- 5) 臨床実習・臨床研修制度における指導
- 6) 体験学習（共同診療、病理解剖見学、症例検討、手術見学等の病診・診診連携の中での学習）
- 7) 医学学術論文・医学著書の執筆

申告の流れ

鹿児島県医師会では、鹿児島県内で開催される各講習会等の参加者名簿を元に、全国医師会研修管理システムを利用して先生方の単位数を登録しております。

※鹿児島県以外で開催される各学会等にて参加証が配布された場合は、別途「生涯教育単位数等記入表」（日本医師会雑誌3月号同封）へ添付のうえ、所属都市医師会へご提出ください。

※詳しくは、日本医師会ホームページ（<https://www.med.or.jp/cme/>）をご覧ください。



6 日医かかりつけ医機能研修制度

今後のさらなる少子高齢社会を見据え、地域住民から信頼される「かかりつけ医機能」のあるべき姿を評価し、その能力を維持・向上するための研修を実施することを目的とした制度で、日本医師会が認める研修を修了した医師に、認定証を交付します。なお、この認定証の有効期間は3年間となっております。

認定要件

- 1) 基本研修・・・日医生涯教育認定証の取得（3年間で日医生涯教育単位とカリキュラムコードの取得合計数が60以上）
- 2) 応用研修・・・修了申請時の前3年間に於いて下記項目より10単位を取得する。
単位数は各講義ごとに最大2回までカウントを認める。（別日に同一講義を受講した場合も2単位まで取得可能）
下記1～6については、それぞれ1つ以上の講義を受講することを必須とする。
下記1～6については、応用研修シラバスに基づき作成されたテキストを使用する。

【応用研修会】（各1単位）

1. 「かかりつけ医の倫理」、「かかりつけ医の質・医療安全」、「かかりつけ医の感染対策」、「今後の新興感染症を踏まえた感染対策」、「かかりつけ医の糖尿病管理」
2. 「生活期リハビリの実践」、「小児・思春期への対応」、「メタボリックシンドロームからフレイルまで」、「フレイル予防・対策」、「介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション」、「栄養や口腔におけるかかりつけ医との連携」
3. 「医療保険と介護保険、地域包括ケアシステムの構築」、「在宅医療、多職種連携」、「地域医療連携と医療・介護連携」、「地域リハビリテーション」、「口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組」、「かかりつけ医の脂質異常症管理」
4. 「社会的処方」、「リーダーシップ、マネジメント、コミュニケーションスキル」、「地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の役割」、「かかりつけ医と精神科専門医の連携」、「日常診療で留意する皮膚科・眼科・耳鼻科の症候」、「リハビリテーションにおける医療と介護の連携」
5. 「終末期医療、褥瘡と排泄」、「認知症、ポリファーマシーと適正処方」、「リハビリと栄養管理・摂食嚥下障害」、「オンライン診療のあり方」、「尊厳の保持と自立支援のための認知症ケアと生活支援」、「認知症の方への意思決定支援とプライマリケア」
6. 「多疾患合併症例」、「在宅リハビリ症例」、「地域連携症例」、「新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医」、「症例検討～意思決定を尊重した看取り/フレイルの改善へ向けた取組～」、「かかりつけ医の高血圧症管理」

【関連する他の研修会】

7. 「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」等※の受講（2単位）
※ 日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会が主催する当該研修会に準ずる研修会
8. 「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の修了（1単位）
9. 「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」の修了（1単位）
10. 「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」の修了（1単位）
11. 「日本医学会総会」への出席（2単位）

- 3) 実地研修・・・社会的な保健・医療・介護・福祉活動、在宅医療、地域連携活動等の実践。
規定の活動を2つ以上実施（10単位以上取得）

申請の流れ

必要書類をご記入の上、所属都市医師会へご申請下さい。

申請者 ⇒ 所属都市医師会 ⇒ 鹿児島県医師会

《必要書類》

- | |
|--|
| ① 日医生涯教育認定証のコピー（修了申請時において認定期間内であるもの） |
| ② 【別添1】 日医かかりつけ医機能研修制度 修了申請書 |
| ③ 【別添2】 日医かかりつけ医機能研修制度 応用研修受講報告書（証明書類添付） |
| ④ 【別添3】 日医かかりつけ医機能研修制度 実地研修実施報告書 |



主な制度のご案内

認定期間

認定日から3年間。

※詳しくは、本会ホームページ（<https://www.kagoshima.med.or.jp/kakaritsuke/nichii/index.html>）をご覧ください。



7 日本医師会 認定産業医制度

日本医師会は、産業医の資質向上と地域保健活動の一環である産業医活動の推進を図るために、所定のカリキュラムに基づく産業医学基礎研修50単位以上を修了した医師、または、それと同等以上の研修を修了したと認められる医師の申請に基づき日本医師会認定産業医の称号を付与し、認定証を交付します。また、この認定証の有効期間は5年間となっており、更新のためには有効期間内に産業医学生涯研修20単位以上を修了しておく必要があります。

新規申請

- ①都道府県医師会などが実施する基礎研修50単位以上を修了していること。
 - 基礎研修最終受講日から5年以内に1回限り申請できます。ただし、50単位修了後、出来る限り速やかに申請して下さい。
- ②産業医科大学産業医学基本講座修了者・産業医科大学産業医学基礎研修会集中講座修了者
 - 基本講座または集中講座修了者の申請は、修了認定の日から5年以内に1回限り申請ができます。

※申請方法については本会地域保健課へお問い合わせ下さい。

更新申請

更新申請は5年ごとに行いますが、更新の申請を行うためには認定証取得後の5年間（認定証有効期間内）で日本医師会認定の生涯研修20単位以上（更新研修1単位以上、実地研修1単位以上、専門研修1単位以上を含む合計20単位以上）の修得が必要です。

※詳しくは、日本医師会 全国医師会産業医部会連絡協議会（<https://www.sangyo-doctors.gr.jp>）をご覧ください。



8 日本医師会 認定健康スポーツ医制度

健康スポーツ医は、スポーツ外傷・障害の治療、予防、競技力向上等に医学的な面から取り組む医師です。本制度はスポーツ医の養成と資質向上を通して地域保健活動の一環であるスポーツ医活動の推進を図るための制度です。

新規申請

日本医師会が定めた講習科目に基づく健康スポーツ医学講習会（前期及び後期）を修了している必要があります。
※お持ちの資格によっては健康スポーツ医学講習会が受講免除となります。

更新申請

再研修会を受講し、所定の単位を取得した健康スポーツ医は認定証の更新が可能です。

※詳しくは、日本医師会認定健康スポーツ医 (<https://nintei.med.or.jp/sportsdoctor/>) をご覧ください。



9 オンライン診療を行う医師に義務付けられている研修

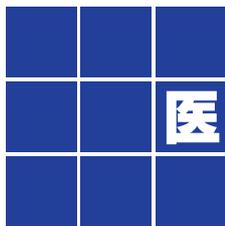
厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針（令和5年3月改訂）」（以下、「指針」という。）により、2020年4月以降、オンライン診療を実施する医師は厚生労働省が指定する研修を受講しなければならない*とされています。日本医師会では、指針遵守を前提に、安全、適切にオンライン診療を行う医師を養成することを目的に厚生労働省の委託事業によりeラーニングシステムを構築し、厚生労働省「オンライン診療研修」のページ (<https://telemed-training.jp/entry>) から受講申込が可能です。

10 鹿児島県医療勤務環境改善支援センター

医師や看護師等の医療従事者の離職防止や医療安全の確保等を図るため、医療法第30条の21第3項の規定に基づく医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、各医療機関による勤務環境改善への取組に対して、労務管理面・医業経営面から、専門家による指導・助言を行うなど、個々の医療機関のニーズに応じた支援を行っています。

※詳しくは鹿児島県医療勤務環境改善支援センターホームページ (www.kagoshima-medsc.jp/) をご覧ください。





医師資格証のご利用について

1 医師資格証とは

日本医師会電子認証センターが発行する医師資格証は、なりすまし医師等への対策として、医師の資格を証明する電子的な証明書を格納したICカードであり、電子的な医師の印鑑の機能やログイン時の医師資格確認のために利用することができます。（ICカードの読み取りには、コンピューターやICカードリーダーが必要になります）



2 利用用途

身分証としての利用

- ① 医療機関採用時における医師資格証明
従来、医師が医療機関への勤務が決まった場合、医療機関に対して医師資格を証明するため医師免許証の提示が必要でしたが、新たに医師資格証でも可能になりました。
- ② 緊急時の身分証
災害時等緊急時に券面の提示によって医師であることを示すことができます。JMAT等、災害時における医療チーム派遣活動においては身分証として携帯が推奨されております。

ITでの利用

- ① 各種研修時の受付
県医師会開催の研修会・講習会へ出席する際、医師資格証をかざすだけのスマート受付が可能です。
- ② 日医生涯教育講座の受講履歴、単位確認
日医電子認証センター「医師資格証ポータルサイト」へ医師資格証でログイン認証することにより、日医生涯教育の受講履歴や取得単位を確認する事が可能になります。
- ③ 電子署名
Web上で診療情報提供書を送受信したり、令和5年1月より運用が開始された電子処方箋の授受など、情報のやり取りには電子署名が必要になりますが、医師資格証をお持ちであれば日医電子認証センターが提供するHPKI(*)の電子署名システムをご利用いただけます。

* HPKIとは
Healthcare Public Key Infrastructure (保健医療福祉分野の公開鍵基盤) の略称。インターネットを介して医療情報などをやり取りする際に、利用者のなりすまし、文書やデータの改ざんを防ぐために、保健医療福祉分野に適用される公開鍵基盤 (PKI) のこと。厚生労働省が所管する医師を始めとする27個の医療分野の国家資格を証明することができる仕組みを持っている。

医師会員の皆様へ

MAMIS
Medical Association Member Information System

MAMIS は、医師会員 及び
研修などに参加する非会員が利用できる
Webベースのシステムです。

日本医師会 会員情報管理システム

2024年10月 公開予定

特に、これまで書類で行ってきた入会・異動等の手続きを
Web上で行うことで、先生方の手続き負担を軽減します。

全ての医師会員が 対象です

郡市区等医師会（地区医師会）～日本
医師会まで、全ての医師会員が、システム
の利用対象となります。

加えて、日本医師会の研修制度をご利用
される非会員の医師も対象となります。

日本医師会

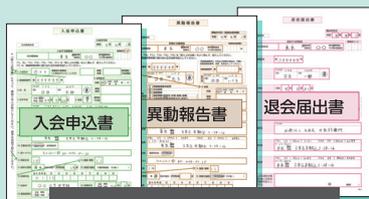
都道府県医師会

郡市区等医師会

Webで諸手続きが できます

現在の日本医師会が配布する複写式届出
用紙は、2024年上期中に配布終了、2024年
末に受付終了予定です。

以降の住所変更等の手続きは、
全てMAMIS上で行えます。



2024年上期中に配布終了

2024年末に受付終了予定

今後も機能追加等を継続し

会員のポータルサイトとして 改良を重ねます

サービス提供開始時は、医師年金や日医
医賠償特約保険の加入状況の確認等も
行えます。

今後、生涯学習、かかりつけ医機能研修の
申込・単位確認のほかに、認定産業医・認定
健康スポーツ医の申請手続きを追加予定
です。

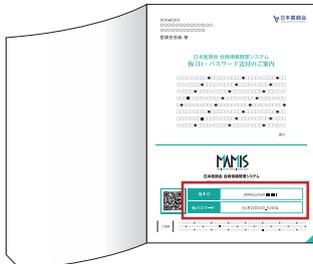


MAMISは、全国の医師会員のポータルサイトとしてご利用いただけます。

システムの利用は無料です

ご利用の流れ

1 医師会よりログインのご案内が届いたら



2024年9月時点で日本医師会の方には、郵送で仮ログインID・仮パスワードをご案内いたします。日本医師会に未入会のその他の医師会の方には、準備ができ次第順次郵送させていただきます。

2 ログインページにアクセスして仮ID・仮パスワードを入力



郵送物に記載の仮ログインID・仮パスワードを利用してログインしてください。
(初回はメールアドレスの登録が必要です)

<https://mamis.med.or.jp/login/>

3 MAMISをご利用いただけます!



入会 / 異動 / 退会申請を行うと、システムを通じて最寄りの医師会に申請が行われます。

※ 申請完了まで約2カ月程度を要します。
※ 最寄りの医師会の調べ方はコチラ
<https://www.med.or.jp/link/search.html>

主な機能

マイページ:ご登録情報の管理

医師が自らの登録情報を管理できます。



送付物の発送/停止、所属学会情報の管理等が行えます。



日医医賠責特約保険、医師年金の加入状況が確認できます。

異動手続きの簡便化

新たな勤務先や所属医師会を選択・申請すると、自動的に該当医師会へ入会・退会申請を行います。



研修管理機能 (2025年3月頃 追加予定)

医師の学習支援と取得単位の可視化、認定制度の申請や証明書発行を簡便化します。

- 認定産業医・認定健康スポーツ医関連機能
- 生涯学習関連機能 ●かかりつけ医関連機能



MAMISの最新情報はこちらから!

日本医師会会員情報管理システム
情報共有サイト

<https://member-sys.info/>



日本医師会 会員情報管理システム運営事務局

お問い合わせ先

inquiry@mamis.med.or.jp

0120-110-030

受付時間:平日10:00~18:00
※土・日・祝日、年末年始を除く平日

日本医師会 会員情報室

jmamem@po.med.or.jp
(代)03-3946-2121

受付時間:平日9:30~17:30
※土・日・祝日、年末年始を除く平日



3 発行費用、年間利用料について

	初回発行費用	年間利用料	5年毎更新費用	紛失、破損による再発行
日本医師会 [会 員] …	無 料	無 料	無 料	5,000円
日本医師会 [非会員] …	5,000円	無 料	5,000円	5,000円

※ 金額は税抜き表示です。

4 有効期間について

医師資格証の有効期間は発行日より5年間です。

5 申し込みから受け取りまでのスケジュールについて (個人単位での申請)

【申し込み】



次の書類を日本医師会電子認証センターへ郵送、もしくは直接ご持参ください。

発行申請に必要なもの

- ① 発行申請書 (写真貼付) …電子認証センターホームページよりダウンロード可
 - ② 住民票の写し (発行日から6ヶ月以内、且つ個人番号の記載がないもの)
 - ③ 身分証明書 (コピー) …日本国旅券、自動車運転免許証、マイナンバーカードなど
 - ④ 医師免許証 (コピー) …裏書がある場合、裏面コピーも必要
- ※ コピー用紙はA4サイズをお願いします。
- ※ いずれかの書類に旧姓が記載されている方は、旧姓がわかる公的書類もあわせて提出してください。例えば、戸籍謄 (抄) 本など。

【医師資格証の発行・受け取り】

日本医師会電子認証センターにおいて、申請書類の審査が行われ、医師資格証が発行されます。発行された医師資格証は、日本医師会あるいはご所属の**郡市医師会**で受け取りが可能です。発行申請書の「医師資格証の受取場所」欄にいずれかをご指定ください。

発行完了通知ハガキが届いたら、次のものを持参してお受け取りください。

受け取りの際に必要なもの

- ① 発行完了通知ハガキ
- ② 身分証明書 (現物) …日本国旅券、自動車運転免許証など

※その場で、本人確認を行います。

※病院単位での一括申請・交付をご希望の場合は、代表者様またはご担当者様より日本医師会電子認証センターまで直接ご連絡下さい。

※医師資格証発行・発送期間については以下のとおりです。

- ・日本医師会会員：1.5ヶ月程度
- ・日本医師会非会員：発行費用のお支払いから2.5ヶ月程度

連 絡 先：日本医師会電子認証センター
メ ー ル：toiawase@jmaca.med.or.jp
ホームページ：https://www.jmaca.med.or.jp/



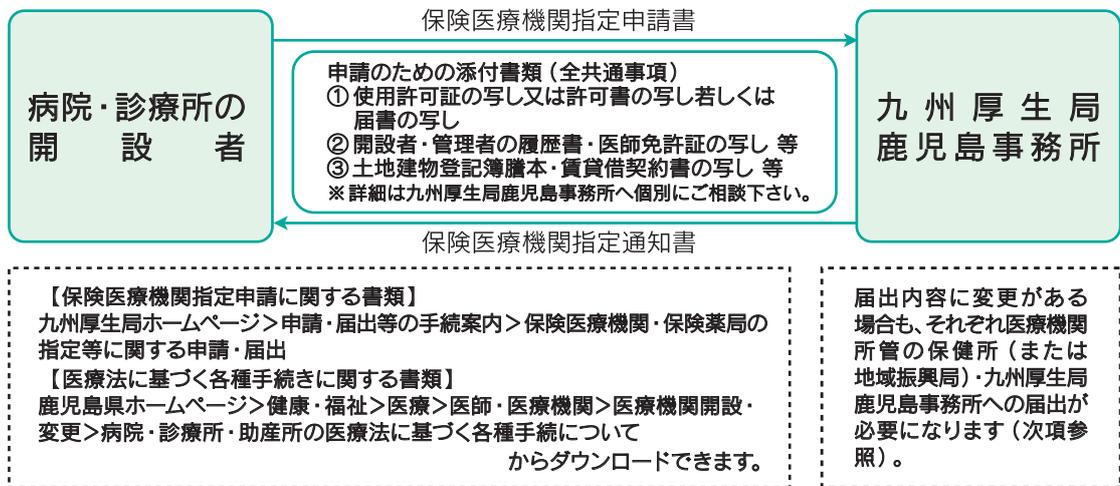
参考資料

保険医療機関に関する手続き

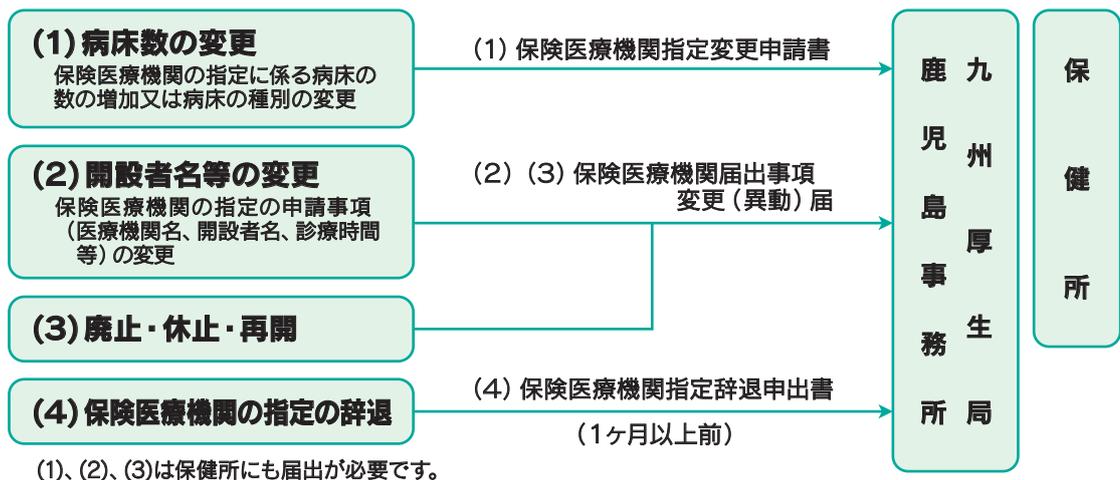
※詳細は、九州厚生局ホームページをご確認下さい。 ※申請等については、九州厚生局鹿児島事務所にて個別にご相談下さい。

1. 保険医療機関の指定

新規に医療機関を開設する場合、開設許可申請等を保健所（または地域振興局）に提出します。医療機関の開設後、保険診療を実施するためには、保険医療機関としての指定を受ける必要があります。申請前に各申請先に、事前に相談しておくことをお勧めします。



2. 保険医療機関の指定後の届出事項（九州厚生局鹿児島事務所と管轄の保健所に、それぞれ手続きしてください。）



3. 保険医療機関の指定の更新(6年毎)



※更新の際は事前に九州厚生局鹿児島事務所から案内があります。

保険医に関する登録手続き

※詳細は、九州厚生局ホームページをご確認下さい。 ※申請等については、九州厚生局鹿児島事務所に個別にご相談下さい。

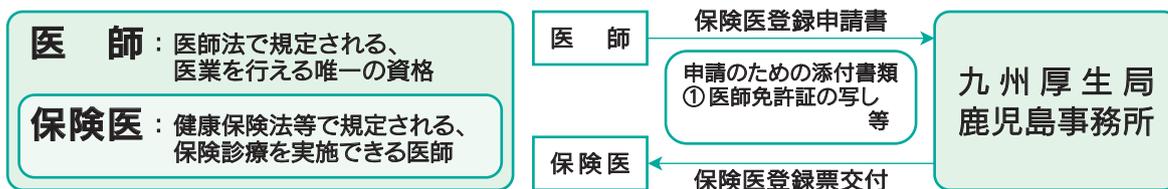
1. 保険医の登録

医師国家試験に合格し、医師免許を受けることにより自動的に保険医として登録されるわけではありません。医師が保険診療を担当したいという自らの意思により、勤務先の保険医療機関の所在地（勤務していない場合は住所地）を管轄する地方厚生(支)局長へ申請する必要があります（鹿児島県においては、九州厚生局鹿児島事務所）。

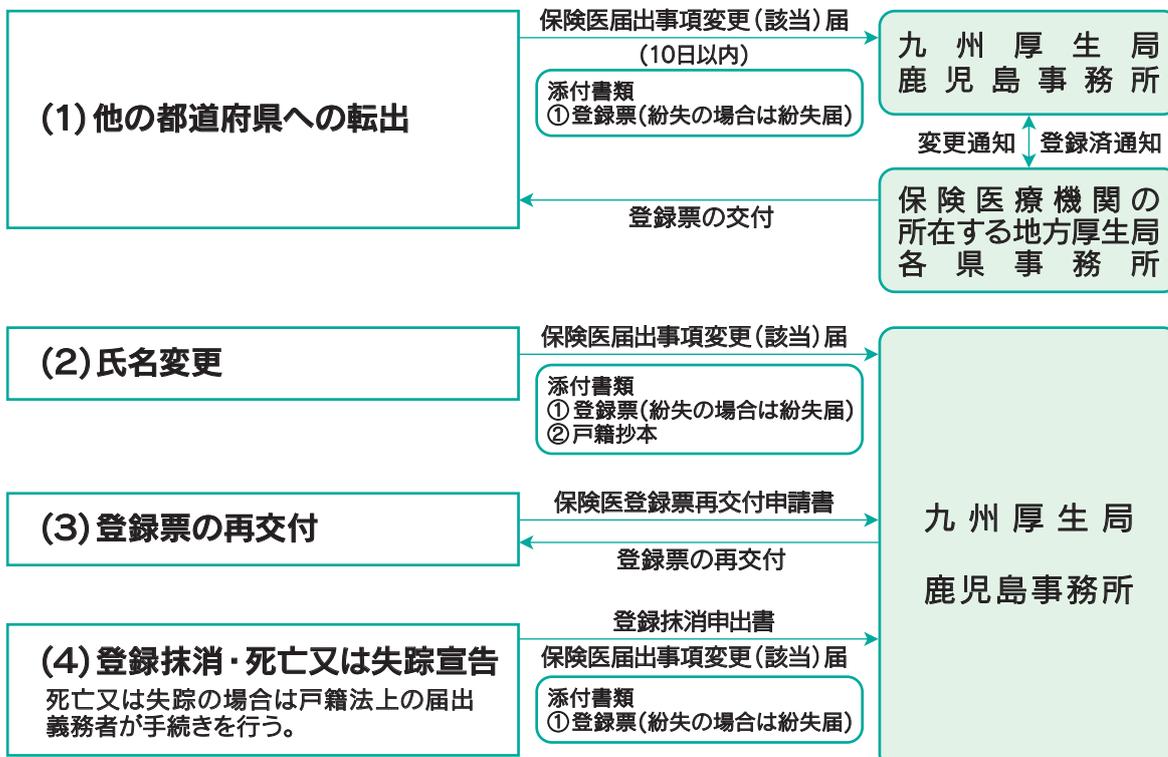
医師 →（自らの意思により、申請を行う）→ 保険医（厚生労働大臣が登録）

※ 保険医となった医師は、保険診療上のルールを守らなければならない。

また、申請後交付された保険医登録票は適切に管理し、登録内容に変更が生じた時には速やかに届け出る必要があります。（健康保険法第71条）



2. 保険医の登録後の届出事項 保険医登録後に届出が必要な事項



【登録を抹消する場合の留意事項】

保険医の登録抹消の際には、申出の翌日から一月以上の予告期間を設けることが定められております。また、予告期間が終了した時には、10日以内に「登録票」を九州厚生局長（鹿児島事務所）に返納しなければなりませんので、ご留意下さい（健康保険法第79条2）。

参考資料

主な指定医・指定医療機関の手続き

種 別	申請・問合せ先等	備 考
精神保健指定医	県庁障害福祉課精神保健福祉係 電話：099 (286) 2754	指定医は5年毎に更新が必要であり、更新には指定された研修会の受講が必要。
母体保護法 指定医・ 指定医療機関	県医師会地域保健課 電話：099 (254) 8121	指定医は2年毎に更新が必要であり、更新には指定された研修会の受講が必要。
労災保険 指定医療機関	鹿児島労働局労働基準部(労災補償課) 電話：099 (223) 8280	
生活保護法等 指定医療機関	県地域振興局・支庁地域保健福祉課 喜界・瀬戸内・徳之島・沖永良部事務所 市町村福祉事務所(鹿児島市は除く) 生活保護担当課 県庁社会福祉課生活保護班 電話：099 (286) 2826 鹿児島市は、福祉部保護第一課 電話：099 (216) 1281	生活保護法及び中国在留邦人等支援法による医療扶助のための医療機関。
結核 指定医療機関	医療機関等を管轄する各保健所	
難病 指定医療機関		指定医療機関の更新は6年毎に申請が必要。
難病指定医	県難病相談・支援センター 電話：099 (218) 3134	○難病指定医療機関 指定医療機関の更新は6年毎に申請が必要。 ○難病指定医 ・指定医の更新は5年毎に申請が必要。 ・難病患者が医療費助成制度の新規申請及び更新申請に必要な治療意見書(臨床調査個人票)を作成できる。 【要件】 診断または治療に5年以上従事した経験を有する者のうち次のいずれかに該当する者。 ・学会が認定する専門医の資格を有する者 ・県知事が行う研修を修了している者
協力難病指定医		○協力難病指定医 ・指定医の更新は5年毎に申請が必要。 ・難病患者が医療費助成制度の更新申請に必要な治療意見書(臨床調査個人票)のみ作成できる。 【要件】 診断または治療に5年以上従事した経験を有する者のうち県知事が行う研修を修了している者。
小児慢性特定 疾病指定 医療機関	県庁子ども政策局子育て支援課 電話：099 (286) 2775	○小児慢性特定疾病指定医療機関 指定医療機関の更新は6年毎に申請が必要。 ○小児慢性特定疾病指定医 ・指定医の更新は5年毎に申請が必要。 ・新規申請及び更新申請に必要な医療意見書の記載可能。
小児慢性特定 疾病指定医	医療機関の所在地が鹿児島市の場合 市子ども未来局母子保健課 電話：099 (216) 1485	【要件】 以下のいずれかの要件を満たす医師であること ・疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、関係学会の専門医(※2)の認定を受けていること。 ・疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること。 ※1 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間も含む。 ※2 関係学会の認定する専門医…「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」参照
指定自立支援 医療機関	【育成医療・更生医療】 県庁障害福祉課自立支援係 電話：099 (286) 2953 鹿児島市は、福祉部障害福祉課 電話：099 (216) 1273 【精神通院医療】 県庁障害福祉課精神保健福祉係 電話：099 (286) 2754	指定医療機関の更新は6年毎に申請が必要。

医療法人関係手続表（申請者の住所地の保健所へ提出して下さい。）

※以下に主なもののみ掲載しています。詳細は、鹿児島県ホームページをご確認下さい。
 ホーム > 健康・福祉 > 医療 > 医師・医療機関 > 医療法人

申請・届出事項	内容等	備考
設立認可申請	設立総会を開き、必要な事項の議決が必要。	医療審議会への諮問事項
定款又は寄附行為の変更認可申請	変更理由書には変更内容が具体的に記載されていること。	モデル定款・寄附行為を参照。新旧対象表の変更箇所には下線を引くこと
理事数の特例認可申請	一人医師医療法人において理事を2名以下にしようとするとき。	理事を1名又は2名置くこととした場合は、社員は3名以上置くことが望ましい
管理者理事の特例認可申請	管理者の一部を理事に加ええないこととするとき。	
非医師の理事長就任	医師、歯科医師でない者が理事長に就任しようとするとき。	内容によっては医療審議会への諮問事項
解散認可の申請	目的たる業務の成功の不能または社員総会の決議（社団たる医療法人の場合）により解散するとき。	医療審議会への諮問事項
（解散時の）残余財産処分認可申請	①定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていない法人。 ②残余財産の帰属すべき者として、法第44条第5項に規定する者以外の者を規定している法人。	
合併認可申請	法人内部の手続きとして以下の決議が必要。 社団法人：総社員の同意 財団法人：理事の3分の2以上の同意又は寄附行為に定める数以上の理事の同意	医療審議会への諮問事項
分割認可申請	同上	医療審議会への諮問事項
決算届	毎会計年度終了後3月以内に届出。	
病院・診療所の報告	同上（法第51条第5項の規程により公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならないとされている医療法人は4月以内）	令和5年8月決算期以降の医療法人は決算届と併せて提出が必要
役員変更届	役員の改選後遅滞なく届出。	重任（任期満了後の再任）の場合も提出が必要
登記事項等届	組合等登記令で定める事項に変更があったときは、登記後遅滞なく届出。	代表権を有する者（理事長）の氏名、住所及び資格は、重任の場合も登記及び届出が必要
解散届	①定款又は寄附行為で定めた解散事由発生のとき、②社員の欠亡により解散するとき（社団法人のみ）は認可を要しない。	
定款（寄附行為）変更届	①事務所の所在地、②公告の方法に変更があった場合。	

医師法関係手続表（医師届出は、申請者の住所地の保健所へ。その他は市町村へ提出して下さい。）

申請・届出事項	内容等	備考
医師免許申請	随時	
医籍訂正・免許証書換え交付申請	変更になった日の翌日から30日以内	本籍（県名）及び氏名等の変更の場合
医師再交付申請	紛失、破損したとき	
医籍登録抹消申請	死亡、失踪宣告の翌日から30日以内	
医師届出	隔年1月15日頃	当該年度の12月31日現在における事項
医師免許証返納	事実発生から5日以内	免許の取消処分を受けた場合



参考資料

向精神薬の取扱い

項目	内容										
分類	向精神薬は、その乱用の危険性と治療上の有用性により、第1種向精神薬、第2種向精神薬、第3種向精神薬の3種類に分類されています。第1種向精神薬にはメチルフェニデートなど、第2種向精神薬にはフルニトラゼパム、ペンタゾシンなど、第3種向精神薬にはトリアゾラム、プロチゾラムなどが指定されています。										
保管	<p>(1) 譲り受けた向精神薬は、次により保管しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 病院・診療所の施設内に保管すること。 ② 保管する場所は、医療従事者が実地に盗難の防止に必要な注意をしている場合以外は、かぎをかけた設備内で行うこと。 <p>(2) ペンタゾシン、ブプレノルフィン等の向精神薬注射剤については、特に乱用・盗難のおそれが高いので保管管理を厳重にし、不正使用や盗難防止に一層留意してください。</p>										
廃棄	<p>(1) 向精神薬の廃棄について、許可や届出の必要はありませんが、第1種向精神薬及び第2種向精神薬を廃棄したときは記録が必要です(「記録」の項参照)。</p> <p>(2) 廃棄は、焼却、酸、アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、向精神薬の回収が困難な方法により行ってください。</p>										
事故	<p>病院・診療所で所有する向精神薬について、下記の数量以上の滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその向精神薬の品名、数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「向精神薬事故届」により都道府県知事(所轄の保健所、鹿児島市内は県庁薬務課)に届け出てください。</p> <p>* 下記以下の量であっても、盗取・詐取等の場合には、都道府県知事に届け出ると共に警察署にも届け出てください。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>末、散剤、顆粒剤</td> <td>100グラム(包)</td> </tr> <tr> <td>錠剤、カプセル剤、坐剤</td> <td>120個</td> </tr> <tr> <td>注射剤</td> <td>10アンプル(バイアル)</td> </tr> <tr> <td>内用液剤</td> <td>10容器</td> </tr> <tr> <td>経皮吸収型製剤</td> <td>10枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>* ODフィルム剤は「錠剤」にあたります。</p>	末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)	錠剤、カプセル剤、坐剤	120個	注射剤	10アンプル(バイアル)	内用液剤	10容器	経皮吸収型製剤	10枚
末、散剤、顆粒剤	100グラム(包)										
錠剤、カプセル剤、坐剤	120個										
注射剤	10アンプル(バイアル)										
内用液剤	10容器										
経皮吸収型製剤	10枚										
記録	<p>第1種向精神薬又は第2種向精神薬を譲受け、譲渡し、又は廃棄したときは、次の事項を記録し、この記録を最終記載の日から2年間保存しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 向精神薬の品名(販売名)・数量 ② 譲受け、譲渡し、又は廃棄した年月日 ③ 譲受け又は譲渡しの相手方の営業所等の名称・所在地 <p>(a) 患者への向精神薬の交付、施用、患者に交付された向精神薬の返却、返却を受けた向精神薬の廃棄については、記録の必要はありません。</p> <p>(b) 同一法人の病院・診療所との間で譲受け又は譲渡しがあった場合も、記録する必要があります。</p> <p>(c) 向精神薬が記載された伝票の保存をもって記録に代えることができますが、向精神薬が記載されていない伝票とは別に綴ってください。</p> <p>(d) 第3種向精神薬については、記録義務はありませんが、譲受けについて記録し、定期的に在庫確認をすることが望ましいです。</p>										

(病院・診療所における向精神薬取扱いの手引き 平成24年2月 厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より)

覚醒剤原料の取扱い

※主なもののみ掲載しています。詳細は、鹿児島県ホームページをご確認下さい。

ホーム > 健康・福祉 > 薬事・麻薬・血液 > 麻薬等 > 麻薬等の取扱い > 覚醒剤原料取扱いの手引き

項目	内容
医薬品覚醒剤原料 ※令和2年3月現在承認されているもの	<ul style="list-style-type: none"> ● N・α-ジメチル-N-2-プロピニルフェネチルアミン（商品名：エフピーOD錠2.5、セレギリン塩酸塩錠2.5mg「アメル」、同「タイヨー」） ● 2,6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサナムド（商品名：ピバンセカプセル20mg, 同30mg）
保管	<p>保管は、鍵をかけた場所（施錠設備のある調剤室の引き出し・医薬品棚・薬品庫等のほかロッカー・金庫等の保管設備）において行わなければならない。 ※病棟で保管する場合も同様の保管設備が必要。</p>
記録	<p>帳簿には次の事項を記入しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療機関の開設者が譲り受けた医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日 ② 医療機関の開設者が廃棄した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日 ③ 医療機関で施用した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日 ④ 医療機関の開設者が譲り渡した医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日 ⑤ 事故届を提出した場合は、届け出た医薬品覚醒剤原料の品名、数量及び年月日
廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ● 覚醒剤原料を廃棄する場合は、覚醒剤原料の品名、数量等について、都道府県知事に「覚醒剤原料廃棄届出書」により事前に届出を行ったうえで、都道府県職員等の立会いのもとに廃棄しなければならない。 ● 開設者が、医師等が施用のために交付した医薬品覚醒剤原料を廃棄する場合には、都道府県職員等の立会いは不要であるが、廃棄後30日以内に都道府県知事に「交付又は調剤済みの医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書」により届け出なければならない。
事故届	<p>医療機関の開設者は、所有する医薬品覚醒剤原料に喪失、盗難、所在不明の事故が生じたときは、速やかに都道府県知事に「覚醒剤原料事故届出書」により届け出なければならない。盗難等が疑われる場合には、所轄の警察署にも届け出る。</p>
業務廃止等	<p>所有数量報告：医療機関の開設者が医療機関を廃止、若しくは許可を取り消されたとき、又は往診医師等がその診療を廃止（以下、「業務廃止等」という。）したときは、その事由が生じた日から15日以内に都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書」により報告しなければならない。</p> <p>譲渡報告：所有し又は所持していた覚醒剤原料を業務廃止等の事由が生じた日から30日以内に医療機関の開設者等に譲り渡すことができる。譲り渡した場合は、都道府県知事に「業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡数量報告書」により報告しなければならない。</p> <p>廃棄処分：30日以内に所有し又は所持していた覚醒剤原料を譲り渡すことができなかった場合は、「業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分届出書」により都道府県知事に届け出て、速やかに都道府県職員等の立会いを求め、その指示を受けて廃棄その他の処分をしなければならない。</p>

（病院・診療所・飼育動物診療施設・薬局における覚醒剤原料取扱いの手引き 令和2年3月 厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より）



参考資料

麻薬の取扱い（申請者の住所地の保健所、鹿児島市内は県庁薬務課へ提出してください）

手続き・事務処理便覧

事項	提出書類の名称	添付書類	備考
免許申請	麻薬施用者免許申請書 麻薬管理者免許申請書	① 診断書 ② 資格を証明する免許証の写し	(1) 診断書 心身の障害があっても、麻薬施用者、麻薬管理者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 4,000円（県収入証紙） (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌年の12月31日まで (4) 新たに麻薬の免許申請をする者は、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師の資格を証明する免許証（原本）を持参すること。
業務廃止	麻薬施用者業務廃止届 麻薬管理者業務廃止届 麻薬業務所でなくなった場合に必要提出書類 ア 残余麻薬届 イ 免許失効による麻薬譲渡届 又は 麻薬廃棄届	麻薬取扱者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から15日以内に届け出ること。 (2) 麻薬業務所でなくなった場合とは、麻薬施用者が麻薬の取扱いをやめたことにより、その施設に他の麻薬施用者がひとりもいなくなったときなど。
免許証返納	麻薬施用者免許証返納届 麻薬管理者免許証返納届	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消されたとき、若しくは亡失した免許証を発見したときは、15日以内に届け出ること。
記載事項変更	麻薬施用者免許証記載事項変更届 麻薬管理者免許証記載事項変更届 麻薬業務所が法人化した場合に必要提出書類（麻薬管理者のみ） ア 麻薬管理者業務廃止届 イ 麻薬管理者免許申請書	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	(1) 提出期限 変更を生じた日から15日以内に届け出ること。 (2) 地番変更等の行政区画整理の場合は、必要ありません。 (3) 麻薬業務所が法人化したとき、麻薬施用者については、記載事項変更届のみの提出でよい。ただし、麻薬管理者については、現麻薬管理者免許を廃止し、新規免許申請をすること。

事項	提出書類の名称	添付書類	備考
免許証再交付	麻薬施用者免許証再交付申請書 麻薬管理者免許証再交付申請書	き損した場合 麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	(1) 提出期限 麻薬取扱者免許証のき損又は亡失を発見したときは、15日以内に届け出ること。 (2) 手数料 2,800円（県収入証紙）
不良・不要麻薬等の廃棄	麻薬廃棄届	なし	(1) 陳旧麻薬、誤調製した麻薬等(処方箋により払い出された麻薬以外のもの)を廃棄するとき届け出ること。 (2) 届を提出してから県の麻薬関係職員の立ち会いの下で廃棄すること。
麻薬の廃棄 (処方箋により払い出された麻薬)	調剤済麻薬廃棄届	なし	(1) 処方箋により払い出された麻薬を廃棄した場合は、30日以内に届け出ること。 (2) 処方変更や患者の死亡により返還された麻薬（転院してきた患者が麻薬を持参してきた場合を含む）を廃棄した場合は、30日以内に届け出ること。ただし、看護師詰所等で管理・保管していた麻薬で、衛生状態が担保できるものであれば再利用可。
破損等の事故	麻薬事故届	なし	(1) 麻薬が流出し、盗取され、所在不明等になったときはすみやかに届け出ること。 (2) 事故届を提出する際、特にアンプル注射剤の事故による残余麻薬があり残余麻薬の廃棄を必要とする時は、麻薬管理者が他の職員の立会いの下に廃棄して、麻薬事故届にその経過を記載すれば麻薬廃棄届等の提出は不要。 (3) 盗難の場合は、同時に警察にも届け出て、現場保存に努めること。
年間報告	麻薬年間届	なし	前年10月1日から本年9月30日までの受け払い及び本年9月30日現在の所有量について届け出ること。

(麻薬取扱いの手引き 平成27年3月 鹿児島県保健福祉部薬務課より)

適切な流通管理が義務付けられている医薬品

メチルフェニデート塩酸塩製剤（商品名：リタリン、コンサータ）など、医薬品医療機器等法第79条に基づく承認条件が付されているため、各製造販売業者による適正な流通管理の実施が義務付けられている医薬品があります。医師に対し、事前登録や講習の受講が義務付けられているものがありますので、処方時には添付文書等をご確認下さい。

参考資料

感染症法における感染症の分類

感染症 類 型	疾 病 名	届 出 の 要 否			届 出 の 要 否	
		患 者	疑 似 症	無 症 状 病 原 体 保 有 者	定 点 種 別	時 期
1	エボラ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに
1	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに
1	痘そう	○	○	○	(全数)	直ちに
1	南米出血熱	○	○	○	(全数)	直ちに
1	ペスト	○	○	○	(全数)	直ちに
1	マールブルグ病	○	○	○	(全数)	直ちに
1	ラッサ熱	○	○	○	(全数)	直ちに
2	急性灰白髄炎	○	×	○	(全数)	直ちに
2	結核	○	○	○	(全数)	直ちに
2	ジフテリア	○	×	○	(全数)	直ちに
2	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに
2	中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)	○	○	○	(全数)	直ちに
2	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	(全数)	直ちに
2	鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	(全数)	直ちに
3	コレラ	○	×	○	(全数)	直ちに
3	細菌性赤痢	○	×	○	(全数)	直ちに
3	腸管出血性大腸菌感染症	○	×	○	(全数)	直ちに
3	腸チフス	○	×	○	(全数)	直ちに
3	パラチフス	○	×	○	(全数)	直ちに
4	E型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ウエストナイル熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	A型肝炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	エキノコックス症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	エムポックス	○	×	○	(全数)	直ちに
4	黄熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	オウム病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	オムスク出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	回帰熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	キャサヌル森林病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	Q熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	狂犬病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	コクシジオイデス症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ジカウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)	○	×	○	(全数)	直ちに
4	腎症候性出血熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	西部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ダニ媒介脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	炭疽	○	×	○	(全数)	直ちに
4	チクングニア熱	○	×	○	(全数)	直ちに

感染症 類型	疾病名	届出の要否			届出の要否	
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期
4	つつが虫病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	デング熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	東部ウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。)	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ニバウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	日本紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	日本脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ハンタウイルス肺症候群	○	×	○	(全数)	直ちに
4	Bウイルス病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ブルセラ症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ベネズエラウマ脳炎	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ヘンドラウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	発しんチフス	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ボツリヌス症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	マラリア	○	×	○	(全数)	直ちに
4	野兔病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ライム病	○	×	○	(全数)	直ちに
4	リッサウイルス感染症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	リフトバレー熱	○	×	○	(全数)	直ちに
4	類鼻疽	○	×	○	(全数)	直ちに
4	レジオネラ症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	レプトスピラ症	○	×	○	(全数)	直ちに
4	ロッキー山紅斑熱	○	×	○	(全数)	直ちに
5	アメーバ赤痢	○	×	×	(全数)	7日以内
5	RSウイルス感染症	○	×	×	小児科	次の月曜
5	咽頭結膜熱	○	×	×	小児科	次の月曜
5	インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	×	×	インフル/ COVID-19 基幹 ^(※1)	次の月曜
5	新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	×	×	インフル/ COVID-19 基幹 ^(※1)	次の月曜
5	ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内
5	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	×	×	小児科	次の月曜
5	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	感染性胃腸炎	○	×	×	小児科基幹 ^(※2)	次の月曜
5	急性出血性結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜
5	急性弛緩性麻痺	○	×	×	(全数)	7日以内
5	急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)	○	×	×	(全数)	7日以内
5	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	×	×	基幹	次の月曜
5	クリプトスポリジウム症	○	×	×	(全数)	7日以内

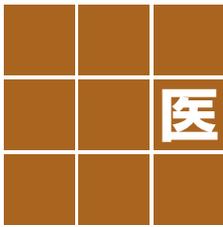
参考資料

感染症 類型	疾病名	届出の要否			届出の要否	
		患者	疑似症	無症状病原体 保有者	定点種別	時期
5	クロイツフェルト・ヤコブ病	○	×	×	(全数)	7日以内
5	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	後天性免疫不全症候群	○	×	○	(全数)	7日以内
5	細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、 侵襲性髄膜炎菌感染症及び侵襲性肺炎球菌感染症 を除く。）	○	×	×	基幹	次の月曜
5	ジアルジア症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	侵襲性インフルエンザ菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	侵襲性髄膜炎菌感染症	○	×	×	(全数)	直ちに
5	侵襲性肺炎球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	水痘	○	×	×	小児科	次の月曜
5	水痘（入院例に限る。）	○	×	×	(全数)	7日以内
5	性器クラミジア感染症	○	×	×	S T D	翌月初日
5	性器ヘルペスウイルス感染症	○	×	×	S T D	翌月初日
5	尖圭コンジローマ	○	×	×	S T D	翌月初日
5	先天性風しん症候群	○	×	×	(全数)	7日以内
5	手足口病	○	×	×	小児科	次の月曜
5	伝染性紅斑	○	×	×	小児科	次の月曜
5	突発性発しん	○	×	×	小児科	次の月曜
5	梅毒	○	×	○	(全数)	7日以内
5	播種性クリプトコックス症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	破傷風	○	×	×	(全数)	7日以内
5	バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	百日咳	○	×	×	(全数)	7日以内
5	風しん	○	×	×	(全数)	直ちに
5	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日
5	ヘルパンギーナ	○	×	×	小児科	次の月曜
5	マイコプラズマ肺炎	○	×	×	基幹	次の月曜
5	麻しん	○	×	×	(全数)	直ちに
5	無菌性髄膜炎	○	×	×	基幹	次の月曜
5	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日
5	薬剤耐性アシネトバクター感染症	○	×	×	(全数)	7日以内
5	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	×	×	基幹	翌月初日
5	流行性角結膜炎	○	×	×	眼科	次の月曜
5	流行性耳下腺炎	○	×	×	小児科	次の月曜
5	淋菌感染症	○	×	×	S T D	翌月初日

(令和6年9月1日 現在)

※1 インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）及び新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の基幹定点の届出については、届出対象は入院したもので、届出内容は入院時の対応を加える。

※2 感染性胃腸炎の基幹定点の届出については、届出対象は病原体がロタウイルスであるもので、届出内容は原因病原体の名称及び検査方法を加える。



医師国民健康保険組合とは



1 医師国民健康保険組合とは

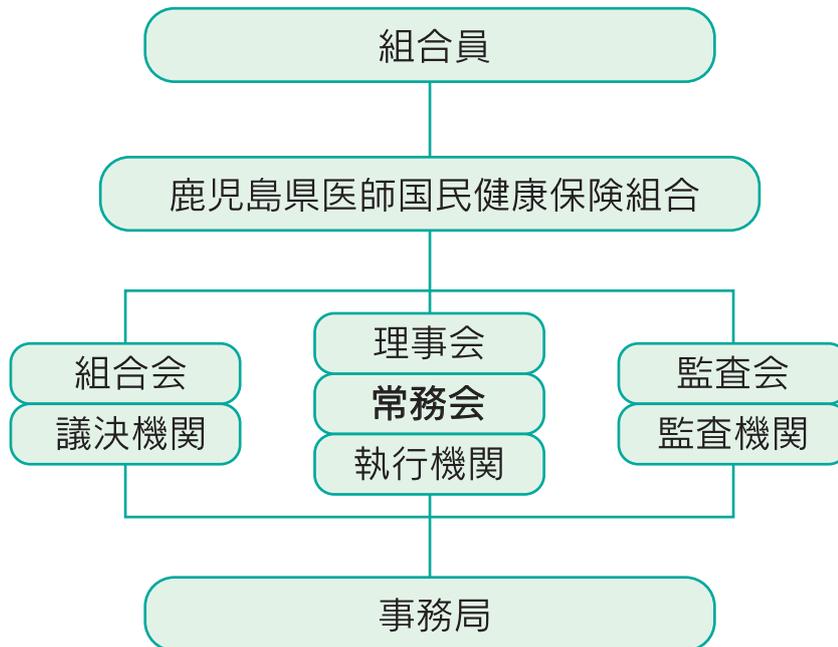
鹿児島県医師国民健康保険組合は、鹿児島県医師会を母体として、昭和32年10月に鹿児島県知事の認可を受けて設立されました。

国民健康保険法に基づいた公法人で、鹿児島県内の医師で組織された国民健康保険組合です。

国民健康保険制度は、地域住民を対象とした市町村で行う国民健康保険と、同種の事業や業務に従事する人たちで行う国民健康保険組合があります。どちらも傷病、分娩、死亡等に関して給付を行い、加入者の健康の保持増進や生活の安定を図る目的をもって設立されております。



2 医師国民健康保険組合の組織



医師国民健康保険組合とは

3 医師国民健康保険組合への加入

医師国民健康保険組合の被保険者となることができるのは、鹿児島県医師会員とその家族、医師会員が開設する医療施設に勤務する従業員とその家族で鹿児島県内、並びに宮崎・熊本県の本県に隣接する市町村に住所を有する方です。

被保険者になることのできる方

医師（医師組合員）

鹿児島県の区域内の市町村と宮崎県及び熊本県の鹿児島県に隣接する市町村に住所があり、かつ医療の事業又は業務に従事する鹿児島県医師会員で、社会保険などの被用者保険に加入していない74歳以下の方

家族（医師組合員の家族）

医師組合員と同一世帯に属する家族の方
医師組合員と同じ世帯で、扶養義務やその他特別の事情がある方

従業員

医師組合員の開設する病・医院に勤務し、健康保険などの被用者保険に加入していない方

従業員の家族

被保険者の従業員と同一世帯に属する家族の方

※ 同一世帯に属するものとは

直系の尊属(父母、祖父母等)、配偶者(内縁関係も含む)、法律上の子又は孫、その他特別の事情がある場合(原則同一住所であること)

後期高齢者組合員

従来より本組合に被保険者資格を有し、75歳の誕生日に達し、所定の届け出をした方(被保険者資格は「後期高齢者医療制度」に移行しますが、本組合の保健事業をご利用できます)

健康保険被保険者適用除外

1人医師医療法人の医療機関の従業員、及び5人以上の従業員のいる個人事業所の医療機関の従業員は、「健康保険適用事業所」となるため健康保険(協会けんぽ)と厚生年金が適用されます。しかし、現在医師国民健康保険組合に加入している被保険者については、「健康保険被保険者適用除外」の承認を受けることで、医療保険については従来通り医師国民健康保険組合の被保険者資格を継続することができます。

健康保険被保険者適用除外承認申請書の用紙は、組合事務局に用意しております。

※ 健康保険の適用除外の申請は、事実の発生した日から14日以内に年金事務所へ届出ることになっています。

お問合せ先

鹿児島県医師国民健康保険組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8番地1

TEL 099-254-8124

FAX 099-254-8163

ホームページ

<https://www.kagoshima.med.or.jp/kokuho/>

E-mail kokuho@kagoshima.med.or.jp

医師国民健康保険組合の事業のご案内

4 保険料(月額)〈令和6年4月現在〉

○医療保険分

- 医師組合員(後期高齢者組合員を除く)
 - (1) 平等割 20,000円
 - (2) 所得割 4,500円~35,000円
 - ※ 前年の診療報酬総額(介護保険報酬額を含む)の1,000分の3に相当する額を月額平均した額
 - ※ 勤務医・前年の診療報酬のない医師は4,500円
- 従業員 1人 7,600円
- 家族 1人 6,300円
- 未就学児 1人 5,300円

○後期高齢者支援金分 1人 4,600円

○介護納付金 1人 5,100円 (満40歳以上65歳未満の方)

○後期高齢者組合員 1人 3,000円 (75歳以上の医師組合員)

○産前産後の保険料軽減

被保険者が出産する際、産前産後期間における保険料が一定期間免除されます。妊娠4か月以上の出産が対象です。(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含みます)

計算例

医師組合員(48歳)配偶者(45歳)子2名の構成で前年の診療報酬が5千万円の場合

区分		保険料 (月額)	備考
医療保険分	医師組合員 平等割	20,000円	
	所得割	12,500円	前年診療報酬額 5,000万円× 3/1,000÷12
	家族 3人	18,900円	1人 6,300円
後期高齢者支援金分	4人	18,400円	1人 4,600円
介護納付金	2人	10,200円	1人 5,100円
合計		80,000円	

5 保険の給付 (74歳以下の被保険者)

療養の給付

区分	自己負担割合	備考
未就学児	2割	
小学校就学児 ~69歳	3割	
70歳以上	2割	
70歳以上	3割	現役並み所得者 [課税所得145万円以上]

自家診療の給付制限

医師国民健康保険組合は、組合員が被保険者であり、医療担当者であり、また同時に保険者(医療費支払者)でもある特殊な立場上「自家診療」については給付いたしておりません。

ただし、真に緊急性があり、地理的な要因のため他の医療機関に受診できないなど特別な事情があった場合、理事会の承認を得て給付する場合があります。

また、70歳以上の被保険者については事前に理事会の承認を得ることにより、初診料、再診料、医学管理等、在宅医療、入院料等、入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く療養費について給付しております。

なお、75歳以上の高齢者組合員は本組合に被保険者資格がないため制限はありません。

※療養費支給申請の為、マッサージ、はり・灸の施術を受ける場合の診断書等を組合員の所属する医療機関で出すことも「自家診療」に該当いたします。

療養費の支給

疾病または負傷についての給付は、現物給付(療養の給付)を原則としていますが、急病や旅行中に保険証を持参せずに医療機関で受診したときや、コルセットなどの治療用装具、治療上必要と認められた鍼灸マッサージなど、現物給付が困難なものについては現金給付されます。また、旅行などで海外渡航中に医療機関で受診したときは海外療養費が給付されます。

医師国民健康保険組合の事業のご案内

★支給の条件

組合が現物給付が困難であると認めるとき

- ・治療用装具(コルセットなど)、鍼灸マッサージ、など
- ・柔道整復師による施術も療養費として現金給付となりますが、被保険者の負担の軽減のため事実上現物給付扱いになっています。
- ・被保険者が緊急、その他やむを得ない理由で被保険者証を提出しないで保険医療機関で受診したとき
- ・海外療養費は、日本国内での保険医療機関などで給付される場合を基準として支給します。あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られます。

出産育児一時金

出産は妊娠85日以上が対象となり、死産、早産、人工流産であっても支給されます。

また、双子等多胎の場合はそれぞれ支給されます。

支給申請方法は、直接支払制度(出産育児一時金を医療機関等へ直接本組合が支払うもの)を利用するか、もしくは出産後に出産を証明するものを添付して所定の様式で申請する方法があります。

葬祭費

医師組合員が死亡したときは、葬祭を行うものに300,000円支給されます。また、次項の傷病手当金を受けずに死亡したときは15日分の傷病手当金が加算されます。

従業員や家族などが死亡したときは100,000円が支給されます。

傷病手当金

6ヶ月以上被保険者である医師組合員が療養のため業務に従事できなくなったときは、15日目から1年間を限度として日額5,000円が支給されます。

高額療養費

暦月(月の初めから終わりまで)の医療費が自己負担限度額を超えたとき、超えた分について支給されます。(マイナ保険証を利用していない方は「限度額適用認定証」を事前申請の上、医療機関窓口で提示すれば自己負担限度額を超える支払は免除されます。申請書はホームページよりダウンロードできます。)

①70歳未満の場合

区分	自己負担限度額
基礎控除後の所得 901万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
基礎控除後の所得 600万円~901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
基礎控除後の所得 210万円~600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
住民税非課税	35,400円 〈多数回該当:24,600円〉

②70歳以上の場合

区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	
	外来(個人ごと)	
現役並み	課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈多数回該当:140,100円〉
	課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈多数回該当:93,000円〉
	課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈多数回該当:44,400円〉
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 〔年間上限 14万4,000円〕 57,600円 〈多数回該当:44,400円〉
低所得	Ⅱ住民税非課税世帯	8,000円
	Ⅰ住民税非課税世帯	15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回該当」となります。

③特定疾病

人工透析を実施している慢性腎不全及び血漿分画製剤を投与している血友病により、長期に亘り高額な治療を受けなければならない人は、一部負担金が10,000円を超えたときはその超えた分について支給されます。但し、70歳未満の被保険者で年間所得600万円以上の上位所得者の場合は20,000円を超える分について支給されます。

6 保健事業〈令和6年4月現在〉 (後期高齢者組合員を含む)

人間ドック

医師組合員・後期高齢者組合員とその家族(被保険者のみ)は、下記の病院で実施する人間ドック(一日または一泊コース)を受診することができます。

なお、「レディースドック」「特定健診」未受診の方が対象となります。

鹿児島市医師会病院
川内市医師会立市民病院
薩摩郡医師会病院
出水郡医師会立広域医療センター
肝属郡医師会立病院
垂水市立医療センター垂水中央病院

鹿児島市医師会病院をご希望の方は、組合事務局にご予約下さい。(年齢制限はありません。)

検査費用は鹿児島市医師会病院の一日コースは19,000円、一泊コースは27,000円の自己負担(受けられない検査があれば減額されます)をお願いいたします。他の医師会病院は、検査費用の約4割の自己負担をお願いいたします。

レディースドック

女性の誰もが気になる検査(マンモグラフィー、子宮頸がん細胞診等)を一日で集中して検査いたします。

実施医療機関 鹿児島県民総合保健センター
本組合被保険者で40歳以上74歳までの女性で当該年度の「特定健診」「人間ドック」未受診の方が対象となります。

※自己負担は検査費用の約4割となります。
(受けられない検査があれば減額されます)

健康診断費用助成事業

35歳以上39歳以下の被保険者(医師、家族、従業員、従業員家族)が健康診断を受診したときその費用の一部(年1回5,000円)を助成します。なお、実施医療機関は自院・他院を問いません(助成申請書提出が必要、提出期限あり)。

インフルエンザ予防ワクチン接種費用助成

被保険者(医師、家族、従業員、従業員家族)及び後期高齢者組合員が県内の医療機関または自院で接種した場合その費用の一部を助成します。なお、市町村より助成を受けられる方は対象にはなりません。(助成申請書提出が必要、提出期限あり)

肺炎球菌ワクチン接種助成

65歳以上の被保険者及び後期高齢者組合員が県内の医療機関または自院で接種した場合、費用の一部5,000円を助成します。なお、市町村より助成を受けられる方は対象にはなりません。(助成申請書提出が必要)

死亡見舞金

後期高齢者組合員(75歳以上)が死亡された場合、遺族に20万円を支給します。

特定健康診査・保健指導

「高確法」に基づき、40歳以上74歳以下の被保険者全員を対象に、糖尿病などの生活習慣病に着目した健診・保健指導を実施します。

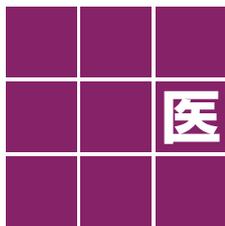
「人間ドック」「レディースドック」未受診の方が対象となります。

7 その他

第三者求償(交通事故等にあつたとき)

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをした場合の医療は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、加害者に支払い能力がなかったり、弁償が不十分なときは保険で診療を受けることができます。組合で医療費を一時立て替え、あとで加害者に請求します。加害者から治療費を受け取ったり、示談が成立してしまうと、保険が使えなくなってしまうことがあります。

※交通事故にあつたときは、示談の前に必ず組合にご連絡下さい。



医師信用組合とは

医師信用組合は、
先生方のご要望におこたえます。
なんでも!ご遠慮なくご相談ください!

1 医師信用組合へのご加入と 医業経営対策積立金 のご協力依頼について

医師信用組合とは

- (1) 鹿児島県医師会会員の協同組織により、組合員に必要な金融事業を行う、業域(県医師会)の特殊性をもつ金融機関です。
- (2) 組合員は、県医師会のA会員・B会員・C会員と
そのご家族、および郡市医師会、医療法人に
限定されています。
- (3) 組合は、上記組合員の協力預金等を主な原資
として融資等を行っています。
- (4) 医業経営相談(新規開業・事業継承)など先生
方に寄り添った経営に努めています。

組合員となるには

- (1) 県医師会の会員であれば、1口1,000円の出資を
するだけで、組合員になれます。
(50口 50,000円まで)
- (2) 手続きは医師信用窓口へお尋ね下さい。

勤務医師の取引現況は

令和6年3月末現在

組合員総数 2,969名	うち勤務医 1,318名	(シェア44.4%)
預金者総数 3,286名	うち勤務医 1,316名	(シェア40.0%)
預金総計 41,537百万円	うち勤務医 6,890百万円	(シェア16.6%)
貸出先総数 572名	うち勤務医 404名	(シェア70.6%)
貸出金総計 9,415百万円	うち勤務医 6,637百万円	(シェア70.5%)
預貸率 22.67%		

組合員の協力預金とは

- (1) 普通預金・・・
組合員(開業医師のみ)はご希望の金額を他行
預金口座よりお引き去りして、信用組合普通
預金としてお預かり致します。
- (2) 定期性預金・・・
組合員(開業医師、勤務医師ともに)は一人月額
10,000円以上(上限10万円)のご希望金額を
『医業経営対策積立金』としてご協力
いただいています。

お問合せ先



鹿児島県医師信用組合

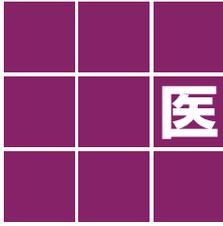
〒890-0053 鹿児島市中央町8番地1
(鹿児島県医師会館内)

電話代 (099) 251-3821番
FAX (099) 252-6184番

E-mail: sinyou@kagoshima.med.or.jp

ホームページ

<https://www.kagoshima.med.or.jp/sinyou/index.html>



医師信用組合の事業のご案内

預金のご利用

1. 医療経営対策積立金について

医療経営対策積立金は、将来の開業・研究・生活充実などの資金として、毎月一定額を自動引き去りにより、積み立てるものです。現在、月額10,000円以上(上限10万円)のご希望金額をご協力いただいています。

2. 医療経営対策積立金をするには

(1) 鹿児島銀行もしくは南日本銀行の県内各支店のいずれかに、先生名義の普通預金口座を開設していただきます(現在は殆どの先生がいずれかに取引があると思われます。既存口座で結構です)。

(2) 組合員(出資)加入申込書の中に特約条項として、

イ) 引き去りに関する口座指定

ロ) 融資金等振込先口座指定の欄がありますので、そこに上記銀行口座名義等を記入してください(現在、組合員である先生は結構です)。

(3)

イ) 医療経営対策積立金は毎月ご希望の額を引き去りさせていただき、1年後有利な定期預金に切り替えるものです。

ロ) 切り替え時、定期預金証書の発行はしませんが、利息計算書を発送させていただいております。

2 簡単・迅速な ご融資!

一般融資

設備・運転・育英・住宅および自動車購入資金等、その他ご遠慮なくご相談ください。

1. 開業医師

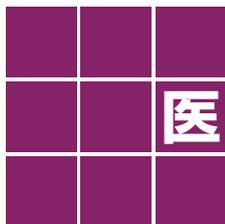
融資限度額	保証条件
1億円まで	不動産担保および配偶者の保証(または家族の保証) ※ 申込金額によって保証条件も異なりますので、詳細につきましてはお気軽にお尋ね下さい。

2. 勤務医師

融資限度額	保証条件
1000万円まで	1. 不動産担保および配偶者の保証(または家族の保証) 2. 第三者の保証および配偶者の保証(または家族の保証)

3. 医療法人

融資限度額	保証条件
1億円まで	不動産担保および理事長個人の保証(一人医師医療法人の場合は、配偶者の保証も必要です。) ※ 申込金額によって保証条件も異なりますので、詳細につきましてはお気軽にお尋ね下さい。



医師信用組合の事業のご案内

新型マイカーローン

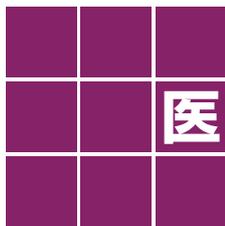
自動車購入資金等にご利用できるローンです。
簡単な手続きでご利用いただいておりますので、お気軽にお申込みください。

対 象 者	開業医師および勤務医師（臨床研修医を除く） ・完済時70歳以下の組合員である方 ・当組合の審査基準を満たし、保証会社（鹿児島カード）の保証を受けられる方
融 資 金 額	10万円以上2,000万円以内（10万円単位）
返 済 方 法	ご指定の金融機関口座より自動返済
返 済 期 間	10年以内
資 金 使 途	自動車（新車・中古車）購入資金 自動車関連購入資金 他社ローン借り換え資金等
利 率 【令和6年9月1日現在】	7年以内 1.600%（保証料込） 10年以内 1.800%（保証料込）
保 証 人	原則として配偶者または家族の保証
提 出 書 類	【開業医師の場合】 決算書（写）、印鑑証明書、見積書、運転免許証（写） 【勤務医師の場合】 確定申告書（写）又は所得証明書、印鑑証明書、見積書、運転免許証（写）

いししん学資ローン

お子様の学生生活で必要とする教育に関する資金にご利用できるローンです。
簡単な手続きでご利用いただいておりますので、お気軽にお申込みください。

	保証融資型	フリーローン型	不動産担保型	団信生保付型
対 象 者	開業医師 勤務医師	開業医師 勤務医師	開業医師 勤務医師	開業医師 勤務医師
融 資 金 額	2,000万円以内	1,000万円以内	3,000万円以内	5,000万円以内
返 済 方 法	ご指定の金融機関 口座より自動返済	ご指定の金融機関 口座より自動返済	ご指定の金融機関 口座より自動返済	ご指定の金融機関 口座より自動返済
返 済 期 間	20年以内 (最長2年間の据置可)	10年以内	20年以内 (最長6年間の据置可)	20年以内 (最長6年間の据置可)
融 資 条 件	(株)鹿児島カード保証	(株)オリエントコーポ レーション保証	不動産担保 (自宅等)	団体信用生命保険加入 (保険料は当組合負担)
完 済 時 年 齢	70歳	75歳	75歳	75歳
資 金 使 途	教育関連資金 (受験費用・入学金・授業料等)	教育関連資金 (受験費用・入学金・授業料等)	教育関連資金 (受験費用・入学金・授業料等)	教育関連資金 (受験費用・入学金・授業料等)
利 率 【令和6年9月1日現在】	5年以内 1.750% 10年以内 1.950% 15年以内 2.050% 20年以内 2.150%	5年以内 1.850% 10年以内 2.050%	7年以内 1.650% 10年以内 1.750% 15年以内 1.800% 20年以内 1.900%	3年以内 1.850% 5年以内 1.950% 7年以内 2.050% 10年以内 2.150% 15年以内 2.250% 20年以内 2.350%
保 証 人	配偶者または家族	原則不要	配偶者または家族	配偶者または家族
提 出 書 類	【開業医師の場合】 決算書(写)、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写) 【勤務医師の場合】 所得証明書、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写)	【開業医師の場合】 決算書(写)、在学証明書、 学費納付書等 運転免許証(写) 【勤務医師の場合】 所得証明書、在学証明書、 学費納付書等 運転免許証(写)	【開業医師の場合】 決算書(写)、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写) 登記済権利証書(土地・建物) 【勤務医師の場合】 所得証明書、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写) 登記済権利証書(土地・建物)	【開業医師の場合】 決算書(写)、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写) 団体信用生命保険加入申込 【勤務医師の場合】 所得証明書、在学証明書、 学費納付書等 印鑑証明書、運転免許証(写) 団体信用生命保険加入申込



医師信用組合の事業のご案内

いししんネットフリーローン

インターネットから簡単にお申しいただけます(24時間365日お受付)

日中忙しくて時間が無い・ひとまず借りられるかどうかを知りたい・急ぎで資金を用立てたいなどの先生方へおすすめです。
当組合ホームページ上にお申込専用ページをご用意しております。

対象者	開業医師及び勤務医師の先生方(臨床研修医を除く) ・申込時満25歳以上で完済時75歳以下の組合員である方 (預金のお届印でお申込できます) ・当組合の審査基準を満たし、保証会社(オリエントコーポレーション)の保証を受けられる方
融資金額	10万円以上1,000万円以内
返済方法	ご指定の金融機関口座より自動返済
返済期間	10年以内
資金用途	限定なし (ただし、事業性資金(運転資金・設備資金等)は除きます)
利率 【令和6年9月1日現在】	3年以内 2.115%(保証料込・変動金利) 5年以内 2.340%(保証料込・変動金利) 7年以内 2.440%(保証料込・変動金利) 10年以内 2.540%(保証料込・変動金利) ※専用ページにて仮申込をされた場合に適用されます。
保証人	不要
提出書類	【開業医師・勤務医師共通】 確定申告書(写)、運転免許証(写) ※確定申告をされていない方は前年度の収入を証明できる書類をご提出ください。 ※申込金額が500万円超の場合は、見積書(資金用途を証明する書類)まで必要となります。

※上記融資条件は原則であり、保証会社の条件により保証人の追加等願います。

ドクターサポートローン

事業性資金（運転資金・設備資金）にご利用できるローンです。
簡単な手続きでご利用いただいておりますので、お気軽にお申込みください。

対 象 者	① 開業医師および一人医師医療法人 ・ 申込時満25歳以上で完済時75歳以下の組合員である方 ・ 開業後2年以上経過し、1期以上の確定申告を行っている方 ・ 税金等の滞納がない方 ・ 当組合の審査基準を満たし、保証会社（オリエントコーポレーション）の保証を受けられる方 ② 開業予定の勤務医師（開業予定者） ・ 申込時満25歳以上で完済時75歳以下の組合員である方 ・ 当組合の審査基準を満たし、保証会社（オリエントコーポレーション）の保証を受けられる方
融 資 金 額	100万円以上1,000万円以内
返 済 方 法	ご指定の金融機関口座より自動返済
返 済 期 間	5年以内
資 金 使 途	① 運転資金・設備資金等の医療に係る事業性資金 ② 新規開業資金
利 率 【令和6年9月1日現在】	1年以内 1.300%（保証料込） 3年以内 1.400%（保証料込） 5年以内 1.500%（保証料込）
保 証 人	原則不要 但し、一人医師医療法人の場合は、理事長個人の連帯保証人が必要です。 開業予定の勤務医師は、配偶者または家族の連帯保証人が必要です。
提 出 書 類	【開業医師の場合】 決算書（写）、納税証明書、見積書、運転免許証（写） 【一人医師医療法人の場合】 決算書（写）、納税証明書、見積書、履歴事項全部証明書 理事長個人の印鑑証明書、運転免許証（写） 【開業予定の勤務医師の場合】 確定申告書（写）又は所得証明書、事業計画書（写）、運転免許証（写）



医師協同組合とは

鹿児島県医師協同組合は、昭和52年4月6日、県医師会の福祉部門として相互扶助の精神に基づき、協同組織による経済事業を行うことを目的に設立されたもので、当初組合員600名、出資金60万円で発足いたしました。日常使用する医療用資材・医療機器の共同購入等を通して医業経営の合理化を図ると同時に、会員の福利厚生に役立つ事業を展開し、経済的地位の確立を目指しています。

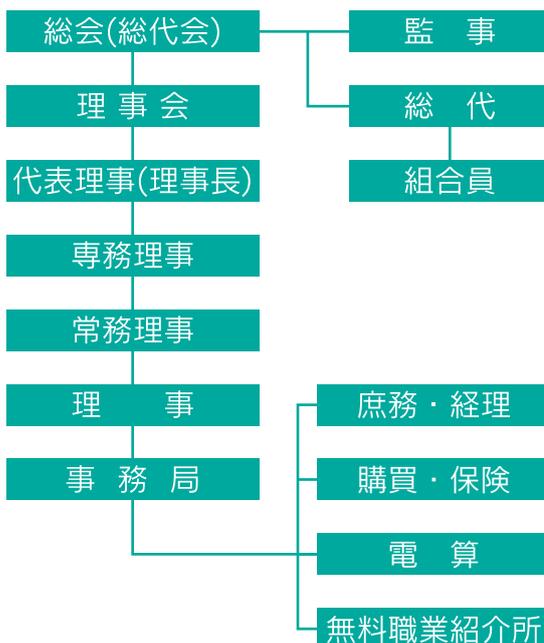
協同組合法の精神である「組合員の、組合員による、組合員のための組合」を基本に、県医師会・医師信用組合・勤務医師生活協同組合・全国医師協同組合連合会並びに九州医師協同組合連合会と連携して各種の事業運営を行い、医療機関の経営安定化を積極的に支援いたします。

1 鹿児島県 医師協同組合の運営

議決機関としての総会(総代会)の議決に基づき、理事会が執行機関として責任をもって運営しています。

2 鹿児島県 医師協同組合の組織

日常の業務は事務局の専従職員が担当しており、令和6年5月現在の組合員数は1,008名に上っています。



3 鹿児島県 医師協同組合への加入

加入資格

次の要件を備える小規模の事業者

- (1) 鹿児島県医師会員であつて医療事業を行う事業者であること、又は、鹿児島県医師会員を主たる構成員とする法人及び協同組合。
- (2) 組合の地区内に事業所を有すること。

加入手続き・出資金

所定の加入申込書を提出していただき、簡単な資格審査ののち、出資金を拠出していただきますと加入できます。出資金は1口1,000円(50口まで)で、理事会の承認後に出資証券をお届けいたします。

お問合せ先

鹿児島県医師協同組合
 〒890-0053 鹿児島市中央町8番地の1
 TEL 099-254-8126
 FAX 099-257-1816
 ホームページ
<https://www.kagoshima.med.or.jp/kyoudou/>
 E-mail ikyo@kagoshima.med.or.jp



医師協同組合の事業のご案内

1 共同購買事業

医療用品カタログ

掲載アイテム数27,500品目、
分割商品も多数掲載、
インターネット・FAX注文

ユニフォーム

診察衣、看護衣、スクラブ、介護衣、事務服、他

医療関連図書

医学書、診療報酬関連図書、年間購読雑誌、
一般書、単行本、他（ネット購入サービス）
医学書以外の雑誌の定期購読

医療機器

X線装置、心電計、分包機、滅菌器、リハビリ
機器、他

医療用具・備品

診断器具、注射・輸液・カテーテル関連品、
衛生材料、介護用品、ベッド、他

印刷物

カルテ、医療用印刷物、名入印刷物、他

事務関連商品

複合機、ファックス等事務機及び事務用品、
生活関連用品、オフィス用品通販カタログ、他

車両購入割引サービス

ボルボ、BMW、アウトディ、ジャガー・ランドロー
バー、アルファロメオ、フィアット、ジープ、プ
ジョー、シトロエンの新車が組合員特別割引価格

車買取斡旋サービス

中古車の無料査定&買取

不動産情報提供サービス

業務提携新築マンションの県内・九州圏物件が
組合員特別価格（販売価格の0.5%~1%割引）

2 賃貸事業

リース

医療機器、事務機器等を医師信用組合との連携に
より直接契約

割賦

ベッド、各種機器、建物付属等

3 共同利用施設事業

心電図業務

学校心臓検診の自動解析受託

電算業務

県医師会、医師信用組合、医師国保組合の電算
事務処理受託および受託検診処理
県医師会医療情報システム運用支援



医師協同組合の事業のご案内

4 生命損害保険共済事業

共済制度

小規模企業共済制度、中小企業退職金共済制度、自動車総合共済、自動車事故費用共済、生命傷害共済、他

《取扱団体》

鹿児島県火災共済協同組合、中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構

生命保険

グループ生命保障、生命共済保険、終身保険、養老保険、生存保険、逓増逓減定期保険、個人年金保険、がん保険、医療保険、介護保険、他

《取扱保険会社》

SOMPOひまわり生命、東京海上日動あんしん生命、JMC厚生会、アフラック、ジブラルタ生命

《関連保険会社》

大同生命、朝日生命、メットライフ生命、アクサ生命、日本生命、三井住友海上あいおい生命、プルデンシャル生命

損害保険

団体所得補償保険、休診共済保険、新団体医療保険、医師賠償責任保険、医療事故調査費用保険、火災保険、病院診療所賠償責任保険、施設・生産物賠償責任保険、医療施設機械総合補償制度、店舗休業保険、医療廃棄物排出者責任保険、サイバー保険（個人情報漏えい保険）、介護指定事業者賠償責任保険、動産総合保険、現金盗難保険、集団扱火災・自動車保険、団体長期障害所得補償保険、傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行保険、団体ゴルフアー保険、役員賠償責任保険、クレーム対応費用保険、他

《取扱保険会社》

損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険、Chubb損害保険、JMC厚生会

《関連保険会社》

AIU損保、三井住友海上火災、あいおいニッセイ同和損保

5 受託集金代行業

業者に代わり組合が利用料金の集金を代行。ご指定の口座からの一括引き落としができます。

- ◇寝具料(カクイックス・緑風会・ワタキューセイモア)
- ◇機密書類抹消処理・引越サービス(日通航空)
- ◇レセプト提出代行サービス(佐川急便)
- ◇警備請負料(鹿児島総合警備保障)
- ◇感染症迅速診断キット(メディエントランス)
- ◇保守料(ティーエスアイ(ORCA)、アイテップ(機器) 他)
- ◇デパート(山形屋 5%割引) ◇書籍(金海堂)
- ◇ガソリン(新出光 IDEXメンバーズカード(組合員価格))



利用特典や割引がある便利なカードも取扱い中

- メディカード…年会費が永久無料のゴールドカード 3%割引他、様々な特典あり



- 博多大丸カード…優待ポイントあり

6 無料職業紹介事業

医師、看護師、准看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床工学技士をはじめ医療機関に携わる職種の求人・求職の紹介斡旋

7 教育情報提供事業

医業経営改善、医療関連業界の動向についての情報を迅速に提供いたします
医業経営改善や医療技術の向上を目指す講習会の開催、県医師会・医療関係団体の教育情報事業への協賛、動画型情報提供サイト「Cafeteria（カフェテリア）」にて、医業経営・資産運用・子育て教育・相続・その他各種情報動画を無料提供。

8 福利厚生事業

組合員の福利厚生の質の向上、生活の安定など、物心両面からお手伝いします
県医師会・医療関係団体の福利厚生事業への協賛、物故組合員への弔意金の支給

医師協同組合 Q&A

Q 医師協同組合とは？

A. 医師協同組合は、令和6年7月現在、全国60組合が設立されています。所属組合員の総数は38,434名。各地区の協同組合は共同購買事業、福利厚生事業はもとより、それぞれの設立基盤、地域の特性を生かした独自の事業展開を行っています。昭和47年には組織の連携と強化、事業のスケールメリットの拡大を目的として、全国医師協同組合連合会が設立されました。

Q 組合の運営費、会費は？

A. 組合の購買事業、福祉保険事業、各種サービス事業の利用手数料によって運営しています。ですから組合員への事業利用の賦課金等、会費は一切いただいておりません。

Q 組合事業で利益が出た場合は？

A. 組合定款による諸準備金、積立金を差し引いて事業の剰余金が出た場合は、総代会の審議を経て、出資持分や事業を利用した分量によって配当金として組合員に還元いたします。

Q 医師会との関係は？

A. 医師会が「医道の昂揚、医学医術の発達・普及と公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進を図る」ことを目的とする公益社団法人の学術団体であるのに対し、組合はあくまで医師会ではできない経済活動を中心とした組織です。

Q 組合への入会・退会は？

A. 組合への入会・退会は組合員の自由意志で行われます。

勤務医師生活協同組合とは

鹿児島県勤務医師生活協同組合は、協同互助の精神に基づき、福祉の充実と医師会活動の連携強化を図るために、昭和62年11月に設立された、消費生活協同組合です。

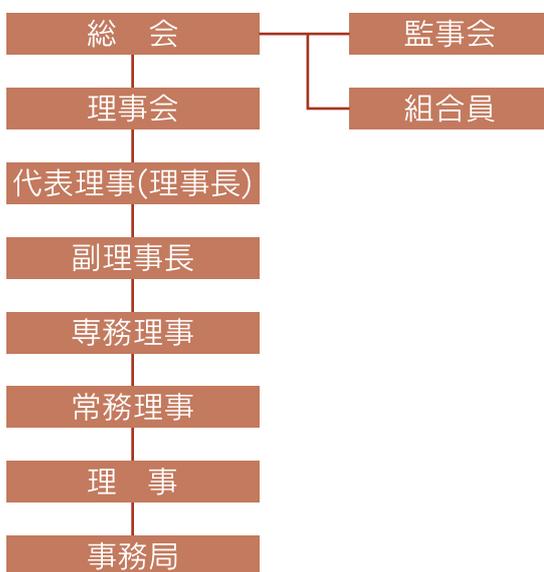
本組合は、県医師会・医師協同組合および関係団体と連携して、各種の組合事業を行い、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を支援いたします。

1 鹿児島県勤務医師生活協同組合の運営

議決機関としての総会の議決に基づき、理事会が執行機関として責任をもって運営しています。

2 鹿児島県勤務医師生活協同組合の組織

日常の業務は医師協同組合の職員が担当しており、令和6年5月現在の組合員数は2,252名に上っています。



3 鹿児島県勤務医師生活協同組合への加入

加入資格

- (1) 鹿児島県内に勤務する医師。
- (2) 鹿児島県内に住所を有し、鹿児島県外に勤務する医師で、組合の事業を利用することを適当とし、組合の承認を受けたもの。

加入手続き・出資金

所定の加入申込書を提出していただき、簡単な資格審査ののち、出資金を拠出していただきますと加入できます。出資金は1口1,000円で、理事会の承認後に加入引受書をお届けいたします。

お問合せ先

鹿児島県勤務医師生活協同組合

〒890-0053 鹿児島市中央町8番地の1

TEL 099-254-8126

FAX 099-257-1816

ホームページ

<https://www.kagoshima.med.or.jp/seikyo/>

E-mail seikyo@kagoshima.med.or.jp

勤務医師生活協同組合の 事業のご案内

1 生活改善・文化事業

生命保険

アフラック、メットライフ生命、SOMPOひまわり生命

損害保険

損害保険ジャパン、東京海上日動火災保険

共済制度

鹿児島県火災共済協同組合

ドクターズカード

山形屋Dr'sカード (5%割引)



2 教育情報事業

組合事業に関する知識の向上を図り、更に広報活動を行います。動画型情報提供サイト「Cafeteria (カフェテリア)」にて、医業経営・資産運用・子育て教育・相続・その他各種情報動画を無料提供。並びに令和6年度よりメールにて逐次情報提供開始。

※ 鹿児島県勤務医師生活協同組合は、鹿児島県医師協同組合の組合員資格を有しているため、勤務医生協の組合員も医師協同組合の提供する「書籍ネット購入」・「メディカード事業」・「博多大丸カード」・「各社団体保険」等の各種サービスをご利用いただけます。

ガソリンカード

新出光 IDEXメンバースカード (組合員価格)



車買取サービス

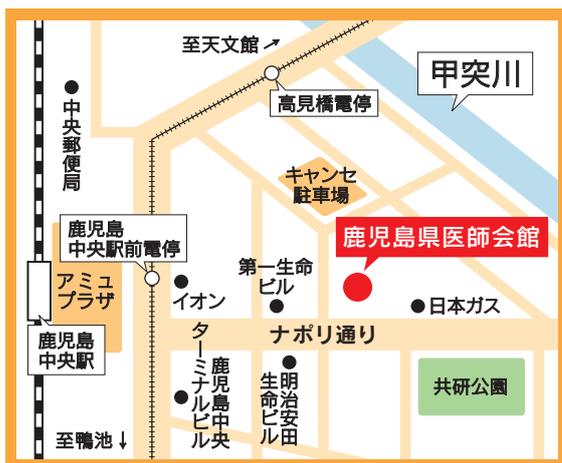
JCM (中古車の無料査定・買取サービス)

文化事業

各種講演会等の共催

鹿児島県医師会館 (貸ホール・貸会議室)のご案内

1 鹿児島県医師会館のご案内



交通のご案内

- バス 鹿児島中央駅近辺停留所下車徒歩5分
- J R 鹿児島中央駅下車徒歩10分
- 市電 鹿児島中央駅前下車徒歩5分

お問合せは

鹿児島県医師会

〒890-0053 鹿児島市中央町8-1

TEL099-254-8121
FAX099-254-8129

ホームページ <https://www.kagoshima.med.or.jp/>
E-mail isi-hall@kagoshima.med.or.jp

休館日／お盆(8月13日から8月16日)
年末年始(12月28日から翌年1月4日)
上記の他にも不定期に臨時休館の場合もございます
のであらかじめお問合せください。

※本会館は、敷地内禁煙となっております。

- 4F大ホール・3F中ホールの貸し出しを行っております。WEB会議・研修会も承っておりますのでご相談ください。
なお、申請者が会員の場合、室料を3割引にてご利用いただけます(協賛会社等支援無しの場合)。

4F
大ホール

3F
中ホール1
中ホール2
小会議室
控室



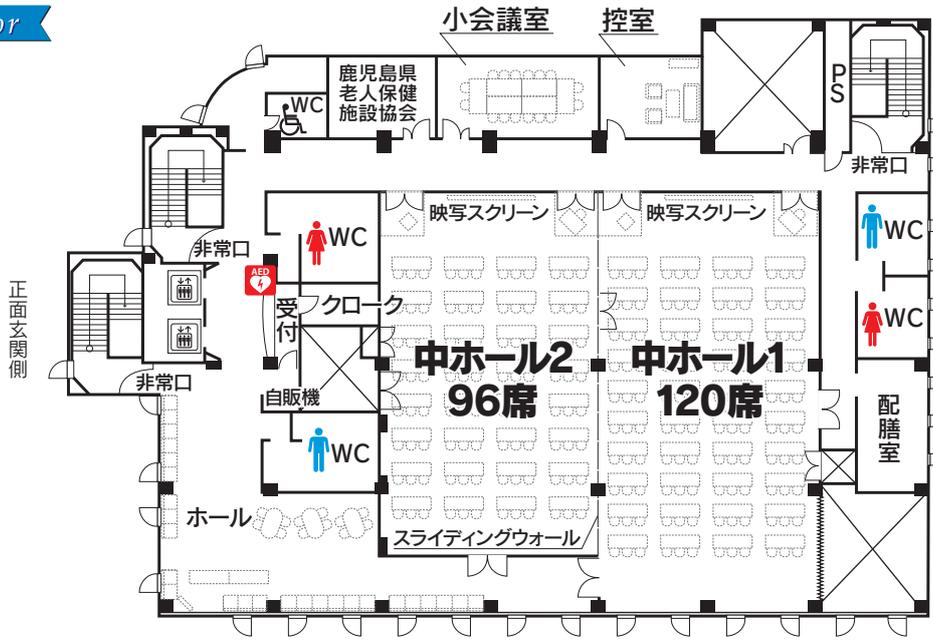
2F

応接室・会長室 役員室
委員会室 会議室
県医師会事務室 電算室
県医師国保組合
県医師連盟

1F

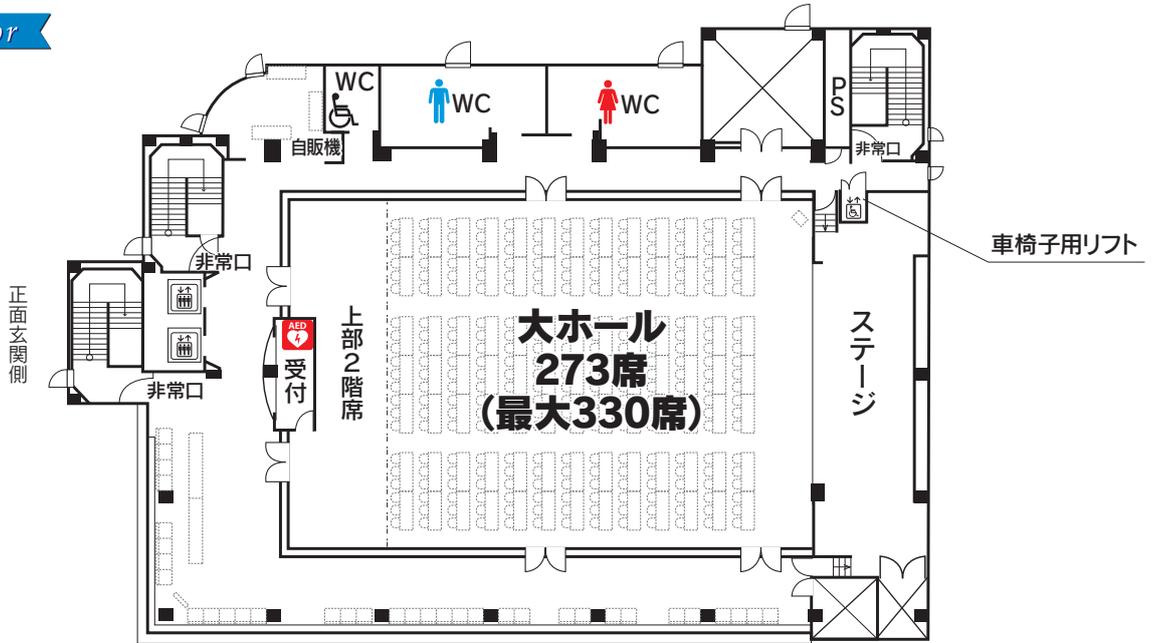
県医師信用組合
県医師協同組合
人材バンク

3rd Floor



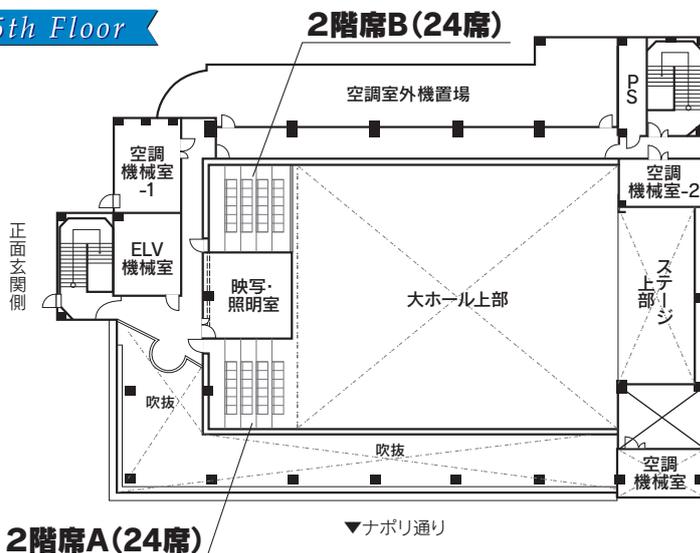
▼ナポリ通り

4th Floor



▼ナポリ通り

5th Floor



▼ナポリ通り





©JMA